

一 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

一～五 （略）

254 （略）

現 行

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第九項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第四項並びに第十七条の二第十五項、第十七条の五第六項、第十七条の七第三項、第十七条の七の三第四項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第十三項、第三十四条の十九第六項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十三の二第四項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。第二号、次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）、第八章の三及び第九章において同じ。）とする。

一～五 （略）

254 （略）

(総資産の額等)

第一条の三の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表）による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日）後において会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

2 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める資産は、銀行持株会社（金融庁長官が指定するものに限る。）の子会社（金融庁長官が指定するものに限る。）に対する貸付金その他金融庁長官が定める資産とする。

3 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定めるところにより算出した額は、会社が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成した最終の事業年度に係る計算書類の附属明細書に別紙様式第十五号に基づき記載された前項に規定する資産の合計金額（当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立時の貸借対照表に記載された前項に規定する資産の合計金額）

(新設)

とする。

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 (略)

2 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権(法第二条第六項に規定する議決権から会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の銀行の特定議決権の数を当該銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数とする)を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一(三) (略)

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(法第四条第五項に規定する銀行等を除く。第十条の二第一項を除き、以下

(計算書類等に係る連結の方法等)

第一条の五 (略)

2 法第三条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算される数は、当該会社の保有する当該銀行の特定議決権(法第二条第六項に規定する議決権から会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を除いたものをいう。以下この条において同じ。)の数に、その連結する会社等(同号に規定する会社等をいう。以下この条から第一条の七までにおいて同じ。)について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める当該銀行の特定議決権の数を合算した数に係る特定議決権比率(その保有する一の銀行の特定議決権の数を当該銀行の総株主の特定議決権の数で除して得た数とする)を当該銀行の総株主の議決権の数に乗じて得た数とする。

一(三) (略)

(外国銀行に係る特殊関係者)

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)又

「外国銀行」という。)又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者が銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有している場合における当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有しているもの

二 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条及び次条第三項において「委託契約」という。)の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該委託契約の締結の相手方(以下この条及び次条第三項において「外国銀行代理業者」という。)が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者が銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有している場合における当該外国銀行又は当該外国銀行に係る令第一条の二第一号から第六号までに掲げる者と主たる営業所の所在地を同一の国とする者で、当該銀行業の免許を申請した者の議決権の一部を保有しているもの

二 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条において「委託契約」という。)の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該委託契約の締結の相手方(以下この条において「外国銀行代理業者」という。)が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条及び次条第三項において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）

第十条の二 法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。）

二 銀行を子会社等とする外国銀行

三 銀行を子会社等とする銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四 銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2 | 前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

（新設）

をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

3 銀行は、法第八条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 銀行が外国銀行代理業者との間で委託契約を締結しようとする

場合 次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 銀行と外国銀行代理業者との間の資本関係を記載した書面

ニ 銀行と外国銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ ニの規定による委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ 外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

二 銀行が外国銀行代理業者との間で委託契約を終了しようとする場合 次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 外国銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ 当該銀行及び外国銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからニまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからニまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ 銀行の子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行を除く。）

ロ 銀行を子法人等とする外国銀行

ハ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 銀行を子会社とする親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）の子法人等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）

二 銀行の子会社である外国銀行及び前号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行の子会社である外国銀行の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介

（新設）

イ 銀行を子会社とする外国銀行

ロ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及びイに掲げる者を除く。）

ハ 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又

は媒介を外国において行う場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介
- イ 外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行
- ロ 外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行
- ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 (略)

(削る)

は媒介を外国において行う場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）の業務（法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介
- イ 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行
- ロ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする外国銀行
- ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 (略)

3

前二項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前二項

(預金の受払事務の委託等)

第十三条の六の四 銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（銀行代理業者に銀行代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確な措置

ハ 顧客が当該銀行と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受

に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(預金の受払事務の委託等)

第十三条の六の四 銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

- けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
- 二 当該銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該銀行の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置
- イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置
- ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置
- ハ 顧客が当該銀行と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するた

めの適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十三条の六の八 銀行は、その業務を第三者に委託する場合（次項の規定により当該銀行の属する銀行持株会社グループ（法第十二条の二第三項第一号に規定する銀行持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」と

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十三条の六の八 銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」と

いう。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置

五 (略)

2 | 法第十二条の二第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる銀行持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一 当該銀行持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二 当該業務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に

いう。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

(新設)

処理すること。

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。

五 当該業務を委託した銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

第十四条の八 (略)

2 法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該銀行が当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。)との間で行う取引又は行為で、その条件が当該銀行の取引の通常の場合に照らして当該銀行に不利益を与えるもの(以下この項において「特定取引等」という。)に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該銀行が特定取引等を行うことが当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十四条の八 (略)
(新設)

二 当該銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条第一項に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十四条の九の二 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書面

三 第十四条の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十四条の九 銀行は、法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(新設)

四 第十四条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第十四条の八第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二・三 (略)

5 第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

(臨時休業の届出等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該銀行のために営む銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

二 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが
確実に見込まれる場合

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令
で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基
準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務
のために営むもの

二 (略)

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は
、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十
三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号ま
でに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の
二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)
に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商
品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法
第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の
三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲
げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて
、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各

(専門子会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令
で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基
準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の
営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は
、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十
三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号ま
でに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の
二の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)
に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商
品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法
第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の
三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲
げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて
、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は

号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

5～10 (略)

11 第六項から前項まで(第八項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の三第二項において同じ。)がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第七項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第十七条の六第一項第九号及び

第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3 (略)

4 法第十六条の二第一項第十一号及び第十項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

5～10 (略)

11 第六項から前項まで(第八項を除く。)の規定にかかわらず、特定子会社(第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十七条の七の三第二項において同じ。)がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの(以下この章及び第三十五条第一項第十三号において「事業再生会社」という。)の議決権を処分基準日(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日)をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日(当該議決権が第七項に規定する会社(同項第五号又は第六号に該当するものに限る。)の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社(以下この項、第十七条の六第一項第九号及び

第十七条の七の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13 (略)

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定

第十七条の七の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十七条の六第一項第九号、第十七条の七の三第三項及び第三十五条第一項第十三号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13 (略)

14 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定

める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げ

める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十六条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第十七条の四の二 法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第十七条の三第二項第三十八号に掲げる業務（同条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第十七条の三第二項第三十九号に掲げる業務（同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。）を

る会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ（略）

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二條の二第一項第十二号、第二十三條第一項第七号並びに第三十五条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第四項、次条、第十七条の六、第十七条の七及び第二十二條から第二十三條までにおいて同じ。）を超えて保有することとな

子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ（略）

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二條第十二号、第二十二條の二第十二号、第二十三條第七号並びに第三十五条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条及び第十七条の七において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載

る場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該申請の時に申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することに

5 (略)

6 法第十二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

した書面

六 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該申請時に申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第十二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算して銀行

(新設)

業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

ハ 株式交換により当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

-
- ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
 - 四 当該認可に係る銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 五 当該認可に係る当該銀行又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 - 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした銀行（以下この項において「申請銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
 - 二 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損し
-

た場合であつても、申請銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時にいて申請銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請銀行の営む銀行業の高度化又は申請銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して

、申請銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること^〇

九 申請銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、申請銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること^〇

3 前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項の規定は、法第十六条の二第十項の規定による認可について準用する。

5 法第二条第十一項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（銀行による銀行グループの経営管理の内容等）

第十七条の五の三 法第十六条の三第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 銀行グループ（法第十六条の三第一項に規定する銀行グループ

（新設）

をいう。以下同じ。)の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第十六条の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該銀行における当該銀行グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行グループ(再建計画(業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における銀行グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。))の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り、(再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。))

(法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 十 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 十 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申

請)

第十七条の七 銀行は、法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の四第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第七項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の四第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

3 法第十六条の四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けてい

請)

第十七条の七 銀行は、法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第七項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けてい

る会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一・二（略）

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を

る会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一・二（略）

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行に係る法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第三十四条の二十三の二第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を

乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点(銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。)を有する銀行に係るものに限る。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該銀行の子会社等(法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。))の経営管理に係る体制を含む。)

ロチ (略)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間事業年度(法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。))に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。))にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号(ハに係る部分を除く。)、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。)とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点(銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。)を有する銀行に係るものに限る。

一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロチ (略)

二 (略)

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（13）から（16）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

（1）～（9）（略）

（10） 単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二條第一項第九号及び第二十二條の二第一項第九号において同じ。）

（11）～（16）（略）

ハ（略）

四～七（略）

2～5（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～十（略）

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六條の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次條第一項第十一号及び第二十三條第一項第九号において同じ。）

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（13）から（16）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

（1）～（9）（略）

（10） 単体自己資本比率（法第十四條の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二條第九号及び第二十二條の二第九号において同じ。）

（11）～（16）（略）

ハ（略）

四～七（略）

2～5（略）

（合併の認可の申請）

第二十二條 銀行は、法第三十條第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～十（略）

十一 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十六條の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次條第十一号及び第二十三條第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象

を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

十一の二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第一項第十二号及び第二十三条第一項第七号において同じ。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 (略)

2 | 法第二十一条第十一項の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

(会社分割の認可の申請)

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の

会社に関する第十七条の五第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十二 合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第十二号及び第二十三条第七号において同じ。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三 合併後存続する銀行若しくは合併により設立される銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。次条第十四号及び第二十三条第十号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

十四 (略)

(新設)

(会社分割の認可の申請)

第二十二条の二 銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十一の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十二〇十五 (略)

2 法第二条第十一项の規定は、前項第十一号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、

当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十〇十一 (略)

2 法第二条第十一项の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

(新設)

十二〇十五 (略)

(新設)

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十三条 銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

(新設)

十〇十一 (略)

(新設)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ 第二十二条第一項各号(第九号、第九号の二及び第十一号を除く。)に掲げる書面

ロ、ニ (略)

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 銀行(外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行(法五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。))として外国銀行代理業務(同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。))を営もうとする銀行を除く。)は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十五条 銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ 第二十二条各号(第九号、第九号の二及び第十一号を除く。)に掲げる書面

ロ、ニ (略)

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第三十四条の二 銀行(外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行(法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。))として外国銀行代理業務(同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。))を営もうとする銀行を除く。)は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第五号及び第七号に掲げる書面を除く。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

- 二| 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面
 - 三| 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面
 - 四| 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号及び第五項第五号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
 - 五・六| (略)
 - 七| 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面
 - 八・九| (略)
- 2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務

- 二| 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面
 - 三| 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
 - 四| 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面
 - 五| 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
 - 六・七| (略)
 - 八| 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案
 - 九・十| (略)
- 2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除き、申請者が外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務

を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

四・五 (略)

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第二項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行並びに外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一・三 (略)

4 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 銀行（外国銀行支店を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる外国銀行

イ 銀行の子法人等である外国銀行

ロ 銀行を子法人等とする外国銀行

ハ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子法人等である外国銀行（イ及びロに掲げる外国銀行を除く。）

を営もうとするものである場合は、第二号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

四・五 (略)

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行並びに外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所及び第十三条の二第二項第一号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一・三 (略)

(新設)

-
- 二 銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）
- 二 外国銀行支店 次に掲げる外国銀行
- イ 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所
- ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の子法人等である外国銀行
- ハ 外国銀行支店に係る外国銀行を子法人等とする外国銀行
- 二 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（イからハまでに掲げる外国銀行を除く。）
- 5 銀行は、法第五十二条の二第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 理由書
- 二 所属外国銀行の商号を記載した書面
- 三 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面
- 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面
- 五 所属外国銀行（銀行の子会社である外国銀行及び外国銀行支店に係る外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
-

（新設）

- 六 所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 七 当該銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面
- 八 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
- 九 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
- 十 当該銀行と所属外国銀行（外国銀行支店に係る外国銀行（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行を所属外国銀行とするものに限る。）を除く。）との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面
- 十一 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
- 十二 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 6 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

（新設）

二 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三 所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。

四 第三項第三号に掲げる基準

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一・二 (略)

2 銀行は、法第五十二条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面

四・五 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一・二 (略)

2 銀行は、法第五十二条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面

五・六 (略)

六| 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面
七| (略)

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第七号、第二項第三号及び第五項第十号並びに前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第三十四条の二の四 第三十四条の二第一項第八号及び第二項第四号並びに第三十四条の二の二第二項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2| 第三十四条の二第五項十一号に規定する外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一| 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類

二| 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別(代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨)

七| 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案
八| (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第八号及び第二項第三号並びに前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第三十四条の二の四 第三十四条の二第一項第九号及び第二項第四号並びに第三十四条の二の二第二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(新設)

三| 外国銀行代理業務の実施体制

3| 第一項第三号及び前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一・二（略）

（所属外国銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の二の三十二（略）

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。

3～5（略）

6 法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

2| 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二

二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一・二（略）

（所属外国銀行の説明書類等の縦覧）

第三十四条の二の三十二（略）

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3～5（略）

6 法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

<p>(所屬外国銀行に関する届出) 第三十四条の二の三十四 (略)</p> <p>2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官等に提出しなければならぬ。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)</p> <p>第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2〜6 (略)</p>	<p>(所屬外国銀行に関する届出) 第三十四条の二の三十四 (略)</p> <p>2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官等に提出しなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)</p> <p>第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の四第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2〜6 (略)</p>
--	--

第二款 業務及び子会社等

(銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 銀行持株会社グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における銀行持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 | 法第五十二条の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該銀行持株会社における当該銀行持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 | 法第五十二条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に關し改善が必要な場合における銀行持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第二款 業務及び子会社等

(新設)

第三十四条の十四の三 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する

(新設)

内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社の資産の運用に係る業務
- 二 当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務
- 三 当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務
- 四 当該銀行持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務
- 五 当該銀行持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 六 当該銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 七 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 八 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証

票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

九 当該銀行持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務

十 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

十一 当該銀行持株会社グループに属する会社の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

十二 法第十条の規定により営む業務に係る商品の開発を行う業務

十三 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

十四 当該銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 当該銀行持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 当該銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可

の申請等)

第三十四条の十四の四 銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の二

第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

三 当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書面

四 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面

五 当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面

六 当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 申請をした銀行持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。

(新設)

二 申請をした銀行持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

三 申請をした銀行持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十四条の十四の五 法第五十二条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の六 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等(法第五十二条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜四 (略)

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、銀行関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第三十四条の十四の三 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等(法第五十二条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の子金融機関等が行う銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一〜四 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号に規定する銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・11 (略)

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五・七 (略)

13 (略)

2・3 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 法第五十二条の二十三第一項第十号及び第九項に規定する主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・11 (略)

12 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 法第五十二条の二十三第一項第一号の二又は第十号から第十一号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十四号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五・七 (略)

13 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四〇六 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二〇四 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四〇六 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二〇四 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 (略)

6 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第二条第十一項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（新設）

- ロ 株式交換により当該銀行持株会社又はその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面
 - (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
 - (2) 株式交換契約の内容を記載した書面
 - (3) 株式交換費用を記載した書面
- 三 当該銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
- ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀

行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に、申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請に係る銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請をした銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 当該認可に係る銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該申請をした銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該銀行持株会社の子会社

である銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社の顧客に対し、当該銀行の銀行としての取引上の優越的地位又は当該銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七 当該申請をした銀行持株会社の子会社である銀行又は当該認可に係る銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 | 前二項の規定は、法第五十二条の二十三第七項ただし書の規定による認可（銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有すること。

とについての認可に限る。) について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三第九項の規定による認可について準用する。

5 法第二条第十一項の規定は、第一項(前二項において準用する場合を含む。)、第二項第一号、第四号及び第五号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社及びその子会社に類する者)

第三十四条の十九の三 (略)

(特例子会社対象業務)

第三十四条の十九の四 (略)

(特例子会社対象会社を特株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請の時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結

(銀行持株会社及びその子会社に類する者)

第三十四条の十九の二 (略)

(特例子会社対象業務)

第三十四条の十九の三 (略)

(特例子会社対象会社を特株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結自

自己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三〇五（略）

三〇四（略）

（銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件）

第三十四条の十九の六 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の四に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二〇三（略）

二〇二（略）

己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三〇五（略）

三〇四（略）

（銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件）

第三十四条の十九の五 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の三に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二〇三（略）

二〇二（略）

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をい、銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

十三の二 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該銀行業高度化等会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面

十四・十五 (略)

2 (略)

3 法第十二条第十一項の規定は、第一項第十三号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に

(銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第三十四条の二十九 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 合併後存続する銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第五十二条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をい。以下この号、次条第一項第十四号及び第三十四条の三十一第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第三十四条の十九第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十四・十五 (略)

2 (略)

3 法第十二条第十一項の規定は、第一項第十四号に規定する議決権について準用する。

(銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第三十四条の三十 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に

<p>次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十四の二 当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面十五・十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二條第十一項の規定は、第一項十四号の二及び第十五号に規定する議決権について準用する。</p> <p>(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)</p> <p>第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十の二 当該事業の譲渡により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第三十四条の十九の二第一項第四号に掲げる書面十一・十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二條第十一項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規</p>	<p>次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十五・十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二條第十一項の規定は、第一項第十五号に規定する議決権について準用する。</p> <p>(銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)</p> <p>第三十四条の三十一 銀行持株会社は、法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二條第十一項の規定は、第一項第十一号に規定する議決権に</p>
---	--

定する議決権について準用する。

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)

(3) (略)

三・四 (略)

2・3 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為

ついで準用する。

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。)

(3) (略)

三・四 (略)

2・3 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為

は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)（略）

(2) 第三十四条の五十三の十第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)（略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客

は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二（略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ〜ハ（略）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)（略）

(新設)

(2)（略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行

に對し当該特定預金等契約について法第五十二条の四五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の五十三の十二第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第三十四条の五十三の八に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に對し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に對し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契

う場合においては、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に對し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合と

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(新設)

(新設)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している

する。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預

特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（新設）

金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（禁止行為）

第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二

（新設）

第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五

において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

三〇五 (略)

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法

2 法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は

十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

(新設)

(新設)

(新設)

三〇五 (略)

(特定銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第三十四条の五十六 法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に

、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

3 法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は次に掲げる場合とする。

- 一 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合
- 二 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十 (略)

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社(銀行業高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三〇十五 (略)

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議

掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(新設)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十 (略)

十一 銀行又はその子会社が、第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十三号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三〇十五 (略)

十六 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議

決権を保有する会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

十六の二 法第五十二条の第二項の認可を受けた銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を締結しようとする場合

十六の三 法第五十二条の第二項の認可を受けた銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

十六の四 (略)

十七～三十一 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

九～十一 (略)

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

決権を保有する会社（当該銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつた場合

(新設)

(新設)

十六の二 (略)

十七～三十一 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七 (略)

八 銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

九～十一 (略)

十二 銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は銀行持株会社の特殊関係者とその業務の内容を変更することとなつた場合

十三(二十四) (略)

4 法第五十三條第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(銀行である銀行代理業者が変更した場合を除く。)

二(五) (略)

六 銀行代理業を再委託した場合(銀行である銀行代理業再委託者が再委託した場合に限る。)であつて、当該再委託を受けた銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所^イの所在地を変更した場合

5 銀行、銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)、銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)^ロ又は銀行代理業者は、法第五十三條第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面)を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の五又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面
イ(ホ) (略)

二 第一項第十六号の二に掲げる場合 第三十四條の二第五項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

三(七) (略)

6 (略)

7 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀

十三(二十四) (略)

4 法第五十三條第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二(五) (略)

(新設)

5 銀行、銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)、銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)^ロ又は銀行代理業者は、法第五十三條第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面)を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面
イ(ホ) (略)

(新設)

二(六) (略)

6 (略)

7 第一項第二十五号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、銀

<p>9・10 (略)</p> <p>8 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>一 第一項第二十五号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日</p> <p>二 第四項第六号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日</p>	<p>9・10 (略)</p> <p>8 第一項第二十五号及び第四項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を銀行又は銀行代理業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。</p>
<p>四・五 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業務の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、銀行の業務又は銀行代理業者の銀行代理業務の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p>	<p>四・五 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)~(3) (略) (4) その他の重要な事項 <u>(記載上の注意)</u> 1 法第 52 条の 25 に規定する基準を満たす銀行持株会社の子会社に対する貸付金及び当該基準を満たす資産 (第 1 条の 3 の 2 第 2 項に基づき金融庁長官が定めるものに限る。) の額を記載すること。ただし、同項に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社のみが記載を行えば足りる。 2 <u>その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>別紙様式第 15 号 (第 34 条の 28 第 2 項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 附属明細書</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>1 計算書類に関する事項 (1)~(3) (略) (4) その他の重要な事項 <u>(記載上の注意)</u> <u>その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u></p> <p>2 (略)</p>

二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（四半期報告書の記載内容等） 第十七条の十五（略）</p> <p>2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第二項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（四半期報告書の記載内容等） 第十七条の十五（略）</p> <p>2 法第二十四条の四の七第一項に規定する内閣府令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に定める銀行業（同条第一項に定める銀行（同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた外国銀行を除く。）が行うものに限る。）に係る事業及び同法第五十二条の二十一第一項に定める業務（同法第二条第十三項に定める銀行持株会社が行うものに限る。）に係る事業</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>

三 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第三項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の五第二項第三号、第四条の二の八第二項、第四条の三第五項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次</p>

に掲げる書面

イホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この条において同じ。）の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからニまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからニまでに規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ 長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令

第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下

この条において同じ。）である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）

は、次に掲げる書面

イホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介

(新設)

- ロ 長期信用銀行を子法人等とする外国銀行
- ハ 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）
- ニ 長期信用銀行を子会社とする親法人等（令第六条第二項において読み替えられた同条第一項において準用する銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）の子法人等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイからハまでに掲げる者を除く。）
- 二 長期信用銀行の子会社である外国銀行及び前号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国に行う場合に限る。）

（削る）

- イ 長期信用銀行を子会社とする外国銀行
- ロ 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行及びイに掲げる者を除く。）
- ハ 長期信用銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）
- 二 長期信用銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国に行う場合に限る。）
- 2 前項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。）第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主又は総社員の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第四条の二の五 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が長期信用銀行の子会社である外国銀行及び第四条の二第一号イから二までに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行(法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。)として外国銀行代理業務(法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。)を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三 所属外国銀行の代表権を有する役員の氏名又は名称を記載した書面

四 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号及び第四項第五号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

五・六 (略)

(外国銀行代理業務に係る認可の申請等)

第四条の二の五 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面(申請者が長期信用銀行の子会社である外国銀行及び第四条の二第一号イから二までに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務(法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。)を営もうとするものである場合は、第五号及び第七号に掲げる書面を除く。)を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行(法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。)の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者(以下この号において「主要株主等」という。)の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六・七 (略)

七| 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

八・九| (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が第四条の二第二号に規定する外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一〇三| (略)

3| 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一| 長期信用銀行の子法人等である外国銀行

二| 長期信用銀行を子法人等とする外国銀行

三| 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子法人等である外国銀行（前二号に掲げる外国銀行を除く。）

四| 長期信用銀行を子会社とする親法人等の子法人等である外国銀行（前三号に掲げる外国銀行を除く。）

4| 長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一| 理由書

二| 所属外国銀行の商号を記載した書面

三| 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

八| 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

九・十| (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が第四条の二第一項第二号に規定する外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一〇三| (略)

(新設)

(新設)

-
- 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面
- 五 所属外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行を除く。）の主要株主等の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面
- 六 所属外国銀行の属する外国銀行グループ（法第六条の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下同じ。）の連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 七 当該長期信用銀行と所属外国銀行及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループとの間の資本関係を記載した書面
- 八 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面
- 九 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面
- 十 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面
- 十一 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
- 十二 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を示す書面
-

記載した書面

5| 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一| 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。

二| 所属外国銀行の属する外国銀行グループが、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者の集団であること。

三| 所属外国銀行の属する外国銀行グループに関するリスク管理及び法令遵守に関する方針が策定され、これらに基づく業務の運営の検証がされる等、的確なリスク管理及び法令を遵守した運営が確保されると認められること。

四| 第二項第三号に掲げる基準

(外国銀行代理業務に係る届出)

第四条の二の六 法第六条の三第三項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一・二 (略)

2 長期信用銀行は、法第六条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

第四条の二の六 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一・二 (略)

2 長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面

三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面

四・五 (略)

六 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国

銀行代理業務の委託契約の内容を記載した書面

七 (略)

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第四条の二の七 第四条の二の五第一項第七号及び第四項第十号並び

に前条第二項第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〜八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第四条の二の八 第四条の二の五第一項第八号及び第四条の二の六第

二項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2 第四条の二の五第四項第十一号に規定する外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする

一 (略)

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面

五・六 (略)

七 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国

銀行代理業務の委託契約書の案

八 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第四条の二の七 第四条の二の五第一項第八号及び前条第二項第七号

に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〜八 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第四条の二の八 第四条の二の五第一項第九号及び第四条の二の六第

二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(新設)

る。

一 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類

二 取り扱う外国銀行グループに係る業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

3 第一項第三号及び前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一・二 （略）

（専門子会社の業務等）

第四条の三 法第十三条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 （略）

2 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一・二 （略）

（専門子会社の業務等）

第四条の三 法第十三条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 第四条の五第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 （略）

2 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十

三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 (略)

4 法第十三条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

5～10 (略)

三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの。

三 第四条の五第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 (略)

4 法第十三条の二第一項第十一号及び第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

5～10 (略)

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十六条の二の三第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六条第一項第十二号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十六条第一項第九号及び第十六条の二の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又は

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十六条の二の三第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六条第一項第十二号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十六条第一項第九号及び第十六条の二の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又は

その子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。）次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六号第一項第十二号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13 (略)

その子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。）次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六号第一項第十二号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12・13 (略)

一〇三 (略)

一〇三 (略)

四 法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15 (略)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

一〇五 (略)

2〇4 (略)

四 法第十三条の二第一項第二号の二又は第十一号から第十二号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15 (略)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

一〇五 (略)

2〇4 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第四条の五第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社(以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項第十一号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該長期信用銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条に

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第四条の五第二項第三十八号に掲げる業務(同条第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第四条の五第二項第三十九号に掲げる業務(同条第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該長期信用銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ

において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第一項第十二号、第二十一条の二第一項第十一号、第二十一条第一項第七号並びに第二十六条第一項において同じ。)の見込みを記載した書面

四 (略)

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第四項、次条、第十六条、第十六条の二及び第二十一条から第二十二条までにおいて同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一(三) (略)

四 当該申請の時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とし

。)に関する次に掲げる書面

イ (略)

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十八条の三第二号及び第三号、第二十一条第十二号、第二十一条の二第十一号、第二十一条第七号並びに第二十六条第一項において同じ。)の見込みを記載した書面

四 (略)

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数(銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十六条、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一(三) (略)

四 当該申請時において申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とした

た後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可(長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)について準用する。

5 (略)

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第四条の八 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その

後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

(新設)

-
- 他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- ハ 株式交換により当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面
- (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (2) 株式交換契約の内容を記載した書面
- (3) 株式交換費用を記載した書面
- 三 当該長期信用銀行及びその子会社等に関する次に掲げる書面
- イ 当該長期信用銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ロ 当該認可後における当該長期信用銀行及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
- ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その
-

-
- 他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
- 二 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る当該長期信用銀行又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした長期信用銀行（以下この項において「申請長期信用銀行」という。）の資本金の額が当該申請に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
- 二 当該申請に係る長期信用銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請長期信用銀行及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- 三 申請長期信用銀行の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
-

- 四 当該申請の時に、申請長期信用銀行及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。
- 五 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- 六 申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請長期信用銀行の営む長期信用銀行の業務の高度化又は申請長期信用銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。
- 七 申請長期信用銀行の業務の状況に照らし、申請長期信用銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- 八 申請長期信用銀行又は当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の顧客に対し、申請長期信用銀行の長期信用銀行としての取引上の優越的地位又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請長期信用銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益

を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請長期信用銀行又は当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、申請長期信用銀行又は当該長期信用銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可（長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項の規定は、法第十三条の二第九項の規定による認可について準用する。

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号に規定する長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

2～11 （略）

12 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるもの

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第九項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

2～11 （略）

12 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 法第十六条の四第一項第一号の二又は第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五～七 (略)
13 (略)

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
二・三 (略)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいい、同

は、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 法第十六条の四第一項第一号の二又は第十号から第十一号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第十九号から第三十七号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五～七 (略)
13 (略)

(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)

第五条の八 法第十六条の四第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四条の五第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
二・三 (略)

(長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等(同項に規定する長期信用銀行等をいう。以

条第二項第十一号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十五条の十第一項第十三号及び第十三号の二、第二十五条の十の二第一項第十四号の二、第二十五条の十一第一項第十号の二並びに第二十六条第三項第八号において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項、次条第一項第三号及び第二項第二号並びに第二十六条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四〇六（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時において申請をした長期信用銀行持株会社及びその

下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号、次項及び第二十六条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四〇六（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした長期信用銀行持株会社及びその

の子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二〇四 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 (略)

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五条の九の二 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない

子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る長期信用銀行等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二〇四 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（新設）

らない。

一 理由書

二 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ロ 株式交換により、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社に関する次に掲げ

る書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請に係る長期信用銀行業高度化等会社に対する出資が全

額毀損した場合であつても、申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該申請をした長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

五 当該申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算して当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

六 当該申請をした長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社の顧客に対し、当該長期信用銀行の長期信用銀行としての取引上の優越的地位又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、当該長期信用銀行の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該長期信用銀行業高度化等会社の業

務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

七 当該申請をした長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は当該認可に係る長期信用銀行業高度化等会社が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は当該長期信用銀行業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可（長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた長期信用銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項の規定は、法第十六条の四第九項の規定による認可について準用する。

5 法第十三条の二第三項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第一号、第五号及び第六号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（長期信用銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第五条の九の三 （略）

（特例子会社対象業務）

第五条の九の四 （略）

（長期信用銀行持株会社及びその子会社に類する者）

第五条の九の二 （略）

（特例子会社対象業務）

第五条の九の三 （略）

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九の五 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)並びに当該長期信用銀行の単体自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三〇五 (略)

3・4 (略)

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九の四 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請の時に申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等(銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)並びに当該長期信用銀行の単体自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三〇五 (略)

3・4 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第五条の九の六 法第十六条の四の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第五条の九の四に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第五条の九の四に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二・三 (略)

2 (略)

(財産的基礎)

第五条の九の七 (略)

(割合の算定)

第五条の九の八 法第十六条の八第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十五条の五十三第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。)の解

(長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)

第五条の九の五 法第十六条の四の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第五条の九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第五条の九の三に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二・三 (略)

2 (略)

(財産的基礎)

第五条の九の六 (略)

(割合の算定)

第五条の九の七 法第十六条の八第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十五条の五十三第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。)の解

除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた長期信用銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十五条の四十四において同じ。）に金融庁長官により公表されている長期信用銀行（次条及び第二十五条の四十五第二項において「全ての長期信用銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（長期信用銀行に対する意見聴取等）

第五条の九の九 法第十六条の八第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、長期信用銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、全ての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の

除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた長期信用銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十五条の四十四において同じ。）に金融庁長官により公表されている長期信用銀行（次条及び第二十五条の四十五第二項において「すべての長期信用銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（長期信用銀行に対する意見聴取等）

第五条の九の八 法第十六条の八第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、長期信用銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初

説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第二十五条の四十四及び第二十五条の四十五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ〜ハ (略)

三 (略)

2 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 全ての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四・五 (略)

3 前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき事項)

第五条の九の十 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十一条 長期信用銀行は、銀行法第八条第三項の規定により銀行法第二十四条各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条及び次条第三項において「委託契約」という。)の締

の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第二十五条の四十四及び第二十五条の四十五第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ〜ハ (略)

三 (略)

2 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 すべての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四・五 (略)

3 前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき事項)

第五条の九の九 (略)

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十一条 長期信用銀行は、銀行法第八条第三項の規定により銀行法第二十四条各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約(以下この条において「委託契約」という。)の締結又は当該委託

結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該委託契約の締結の相手方（以下この条及び次条第三項において「外国長期信用銀行代理業者」という。）が次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条及び次条第三項において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）

第十一条の二 銀行法第八条第四項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行の子会社等である外国銀行（外国の法令に準拠し

契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 (略)

二 当該委託契約の締結の相手方（以下この条において「外国長期信用銀行代理業者」という。）が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ・ハ (略)

三 (略)

3・4 (略)

（新設）

	て外国において銀行業を営む者をいう。以下この項において同じ。
	二 長期信用銀行を子会社等とする外国銀行
	三 長期信用銀行を子会社等とする長期信用銀行持株会社の子会社等である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）
	四 長期信用銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）
2	前項第四号に規定する「親会社等」とは、他の法人等（銀行法施行令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項各号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。
3	長期信用銀行は、銀行法第八条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
	一 長期信用銀行が外国長期信用銀行代理業者との間で委託契約を締結しようとする場合 次に掲げる書面
	イ 理由書
	ロ 外国長期信用銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面
	ハ 長期信用銀行と外国長期信用銀行代理業者との間の資本関係

を記載した書面

ニ 長期信用銀行と外国長期信用銀行代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ ニの規定による委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ 外国長期信用銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

二 長期信用銀行が外国長期信用銀行代理業者との間で委託契約を終了しようとする場合、次に掲げる書面

イ 理由書

ロ 外国長期信用銀行代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ 外国長期信用銀行代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ 当該長期信用銀行及び外国長期信用銀行代理業者との委託契約の終了予定日を記載した書面

(預金の受払事務の委託等)

第十二条の四の四 長期信用銀行は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合(長期信用銀行代理業者に長期信用銀行代理業に係る業務として委託する場合を除く。)には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならぬ。

一 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務

(預金の受払事務の委託等)

第十二条の四の四 長期信用銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者(資金の貸付け(長期信用銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。))の業務に係る金銭の受入れ

(以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。) を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の実務業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者(資金の貸付け(当該長期信用銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。))の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該長期信用銀行と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等(それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。)を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二條第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資

又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。)に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該長期信用銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

- 金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該長期信用銀行が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）における次に掲げる全ての措置
- イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置
- ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置
- ハ 顧客が当該長期信用銀行と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置
- ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置
- ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置
- ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が

発生した場合において、長期信用銀行、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十二条の四の八 長期信用銀行は、その業務を第三者に委託する場合(次項の規定により当該長期信用銀行の属する長期信用銀行持株会社グループ(法第十七条に規定する長期信用銀行持株会社グループをいう。以下同じ。)に属する長期信用銀行持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。)には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十二条の四の八 長期信用銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

2| 銀行法第十二条の二第三項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる長期信用銀行持株会社は、次に掲げる内容の当該持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した長期信用銀行持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること防止するための措置を求めること。

五 当該業務を委託した長期信用銀行持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、

五 (略)

(新設)

当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をすること等の必要な措置を求めること。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

第十三条の八 (略)

2 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当該長期信用銀行が当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社(他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該長期信用銀行以外の長期信用銀行に限る。)との間で行う取引又は行為で、その条件が当該長期信用銀行の取引の通常の条件に照らして当該長期信用銀行に不利益を与えるもの(以下この項において「特定取引等」という。)に關し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該長期信用銀行が特定取引等を行うことが当該長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二 当該長期信用銀行が特定取引等の条件を明確に定めていること。

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十三条の九 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十三条の八 (略)

(新設)

(特定関係者との間の取引等の承認の申請等)

第十三条の九 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条第一項に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第十三条の九の二 長期信用銀行は、銀行法第十三条の二ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書面

三 第十三条の八第二項第二号に規定する条件を記載した書面

四 第十三条の八第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が第十三条の八第二項に掲げる要件の全

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が銀行法第十三条の二各号に掲げる取引又は行為をすることについて前条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(新設)

てに該当するかどうかを審査するものとする。

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 長期信用銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二・三 (略)

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 長期信用銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(長期信用銀行による長期信用銀行グループの経営管理の内容等)

第十五条の二の二 銀行法第十六条の三第二項第一号に規定する方針

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 長期信用銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該長期信用銀行のために営む長期信用銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

(新設)

として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 長期信用銀行グループ（法第十七条に規定する長期信用銀行グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針
- 二 災害その他の事象が発生した場合における長期信用銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 銀行法第十六条の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該長期信用銀行における当該長期信用銀行グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 銀行法第十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における長期信用銀行グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（銀行法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十六条 銀行法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）
第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇十 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の四第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第九項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 銀行法第十六条の四第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

3 銀行法第十六条の四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十六条の二 長期信用銀行は、銀行法第十六条の三第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2・3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第九項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

3 銀行法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第十六条の二三 銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限

一・二 (略)

(特例対象会社)

第十六条の二三 銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日(その取得の日から十年を経過する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限

りでない。

3 銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の關係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第二十五条の五の三第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織（当該長期信用銀行が他の長期信用銀行又は長期

信用銀行持株会社の子会社でない場合にあつては、当該長期信

用銀行の子会社等（銀行法第十三条第二項に規定する子会社等

（銀行法第二十一条第一項前段に規定する説明書類の内容に重

りでない。

3 銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の關係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第二十五条の五の三第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

要な影響を与えない子会社等を除く。)をいう。)の経営管理に係る体制を含む。)

ロ〜チ (略)

二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1)〜(10) (略)

(11) 単体自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十条第一項第九号及び第二十一条の二第一項第九号において同じ。)

(12)〜(17) (略)

ハ (略)

四〜七 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を

ロ〜チ (略)

二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項(14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1)〜(10) (略)

(11) 単体自己資本比率(銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十条第九号及び第二十一条の二第九号において同じ。)

(12)〜(17) (略)

ハ (略)

四〜七 (略)

2 (略)

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を

添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、長期信用銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十号及び第二十二条第一項第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

十一の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第一項第十一号及び第二十二条第一項第七号において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三・十四 (略)

2 | 法第十三条の二第三項の規定は、前項第十一号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

(会社分割の認可の申請)

添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が当該合併により子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第十号及び第二十二条第九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第四条の七第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号、次条第十一号及び第二十二条第七号において同じ。）を有する場合には、当該長期信用銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

十三・十四 (略)

(新設)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

十一〇十五 (略)

2 | 法第十三条の二第三項の規定は、前項第十号の二及び第十三号に規定する議決権について準用する。

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該事業の譲受けにより長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第四条の八第一項第四号に掲げる書面

十〇十一 (略)

2 | 法第十三条の二第三項の規定は、前項第九号の二及び第十号に規定する議決権について準用する。

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十 (略)

(新設)

十一〇十五 (略)

(新設)

(事業譲渡等の認可の申請)

第二十二条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

(新設)

十〇十一 (略)

(新設)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ 第二十一条第一項各号(第九号、第九号の二及び第十号を除く。)に掲げる書面

ロ(二) (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第二十五条の二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理長期信用銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載された書面を示さなければならない。

3(5) (略)

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録され

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ 第二十一条各号(第九号、第九号の二及び第十号を除く。)に掲げる書面

ロ(二) (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第二十五条の二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理長期信用銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理長期信用銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3(5) (略)

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方

た事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（所属外国銀行に関する届出）

第二十五条の二三（略）

2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

3（略）

（長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第二十五条の二の二十 銀行法第五十二条の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 長期信用銀行持株会社グループの収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針
- 二 災害その他の事象が発生した場合における長期信用銀行持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 銀行法第五十二条の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該長期信用銀行持株会社における当該長期信用銀行

法とする。

（所属外国銀行に関する届出）

第二十五条の二三（略）

2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

3（略）

（新設）

持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 銀行法第五十二条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における長期信用銀行持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

（長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二十五条の二十一 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社の資産の運用に係る業務
- 二 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務
- 三 当該長期信用銀行持株会社グループに属する長期信用銀行、銀行及び銀行業を営む外国の会社が信用供与を行おうとする場合に

（新設）

-
- おける当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務
- 四 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のため電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務
- 五 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 六 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 七 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 八 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 九 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務
- 十 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 十一 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の業務に關し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用
-

供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてゐる財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）

十二 法第六条の規定により営む業務に係る商品の開発を行う業務

十三 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務

十四 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第二十五条の二の二十二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十一の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記

（新設）

載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

三 当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書面

四 当該認可後における当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面

五 当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書面

六 当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

七 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 申請をした長期信用銀行持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該長期信用銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。

二 申請をした長期信用銀行持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該長期信用銀行持株会社の属する長期信用銀行持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

三 申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十五条の二の二十三 銀行法第五十二条の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二十五条の二の二十四 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等（銀行法第五十二条の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。

以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一～四 （略）

2・3 （略）

（顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第二十五条の二の二十 銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、長期信用銀行関連業務とする。

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第二十五条の二の二十一 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の親金融機関等（銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。

以下この条において同じ。）若しくは子金融機関等（同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行持株会社の子金融機関等が行う長期信用銀行関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一～四 （略）

2・3 （略）

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の二十五 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければなら
ない。

一〇十二 (略)

十三 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいい、長期信用銀行業高度化等会社を除く。以下この号、次条第一項第十四号及び第二十五条の十一第一項第十号において同じ。一)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五号の九第一項第四号に掲げる書面

十三の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該長期信用銀行業高度化等会社に関する第五号の九の二第一項第四号に掲げる書面

十四・十五 (略)

2 (略)

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十三号の二及び第十四号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第二十五条の二の二十一 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請)

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければなら
ない。

一〇十二 (略)

十三 合併後存続する長期信用銀行持株会社が当該合併により子会社対象会社(法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号、次条第一項第十四号及び第二十五条の十一第一項第十号において同じ。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五号の九第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十四・十五 (略)

2 (略)

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十四号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十四 (略)

十四の二 当該会社分割により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十五・十六 (略)

2 (略)

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十四号の二及び第十五号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十四 (略)

(新設)

十五・十六 (略)

2 (略)

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十五号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二十五条の十一 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け(以下この条において「事業譲渡等」という。)の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜十 (略)

十の二 当該事業の譲渡により長期信用銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五条の九の二第一項第四号に掲げる書面

十一・十二 (略)

2 (略)

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 第五条の九の七第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三〇七 (略)

(特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第二十五条の三十五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定長期信用銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

十一・十二 (略)

2 (略)

3 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第十一号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 第五条の九の六第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三〇七 (略)

(特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等)

第二十五条の三十五 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定長期信用銀行代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

(指定申請書の添付書類)

第二十五条の四十五 (略)

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第五条の九の九第一項第二号の規定により全ての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての長期信用銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 (略)

3 (略)

一〇四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十五条の四十五 (略)

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第五条の九の八第一項第二号の規定によりすべての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての長期信用銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 (略)

3 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇九 (略)

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社(長期信用銀行業高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十二〇十四 (略)

十四の二 法第六条の三第二項の認可を受けた長期信用銀行が、外国銀行グループに属する外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を締結しようとする場合

十四の三 法第六条の三第二項の認可を受けた長期信用銀行が、所属外国銀行との間で外国銀行代理業務に係る委託契約を終了しようとする場合

十四の四 (略)

十五 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該長期信用銀行の子会社及び外

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇九 (略)

十 長期信用銀行又はその子会社が、第十六条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社(銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第十二号において同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)を超えて取得し、又は保有した場合

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十二〇十四 (略)

(新設)

(新設)

十四の二 (略)

十五 長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該長期信用銀行の子会社及び外

国の会社を除く。)又は長期信用銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

十六(二十八) (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(七) (略)

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなつた場合

九 (略)

十 第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

十一 (略)

十二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過して議決権を保有する会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。)又は長期信用銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

十三(二十四) (略)

4 銀行法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次

国の会社を除く。)又は長期信用銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

十六(二十八) (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一(七) (略)

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなつた場合

九 (略)

十 第二十五条の二の二十二第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者(子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなつた場合

十一 (略)

十二 長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超過して議決権を保有する会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社及び外国の会社を除く。)又は長期信用銀行持株会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

十三(二十四) (略)

4 銀行法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次

に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（長期信用銀行である長期信用銀行代理業者が変更した場合を除く。）

二〇五（略）

六 長期信用銀行代理業の再委託をした場合（長期信用銀行である長期信用銀行代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

5 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主であつた者を含む。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）又は長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

二 第一項第十四号の二に掲げる場合 第四条の二の五第四項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる書面

三〇七（略）

6（略）

7 第一項第二十二号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、長期信用銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である

に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二〇五（略）

（新設）

5 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主であつた者を含む。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）又は長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一（略）

（新設）

二〇六（略）

6（略）

7 第一項第二十二号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、長期信用銀行等の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である

<p>9・10 (略)</p> <p>8 次の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>一 第一項第二十二号及び第四項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が知つた日</p> <p>二 第四項第六号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日</p>	<p>9・10 (略)</p> <p>8 第一項第二十二号及び第四項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。</p>
<p>四・五 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。)のうち、長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p>	<p>四・五 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)</p>

四 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）、令第十九条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第五十三条の三 金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p>	<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第十八条 法第三十二条第七項（法第五十四条の二十二第八項（法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。）、令第十九条第五項並びに第六十六条第六項、第六十八条第三項、第六十九条の二第四項、第七十条第十三項及び第一百条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第四十九条の二、第二百二十条並びに第三百三十三条を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第五十三条の三 金庫は、法第五十四条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p>

(削る)

- 二 所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の主たる営業所の所在地を記載した書面
- 三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面

四 (略)

- 五 当該金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面

六・七 (略)

2 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十三条の四 信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

(削る)

- 二 所属外国銀行の主たる営業所の所在地を記載した書面
- 三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面

四・五 (略)

二 所属外国銀行（法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面

五 (略)

六 当該金庫と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案

七・八 (略)

2 (略)

(外国銀行代理業務に係る届出)

第五十三条の四 信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面

五・六 (略)

六| 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面
七| （略）

（委託契約の内容を記載した書面の記載事項）

第五十三条の五 第五十三条の三第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 （略）

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

第五十三条の六 第五十三条の三第一項第六号及び第五十三条の四第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

2 （略）

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に規定する信用金庫連合会、その子会社そ

七| 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。）の委託契約書の案
八| （略）

（委託契約書の案の記載事項）

第五十三条の五 第五十三条の三第一項第六号及び前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 （略）

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

第五十三条の六 第五十三条の三第一項第七号及び第五十三条の四第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

2 （略）

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 法第五十四条の二十一第一項第一号及び第八項に規定する主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに法第五十四条の二十三第一項第十号及び第九項に規定す

その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2～4 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社(信用金庫にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、信用金庫連合会にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二～三十九 (略)

6～11 (略)

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2～4 (略)

5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社(法第五十四条の二十一第一項又は法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二～三十九 (略)

6～11 (略)

12 法第五十四条の二十三第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 (略)

二 第五項第三十八号に掲げる業務(第六項第二号、第七項第二号及び第八項第二号に掲げる業務を除く。)

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 金庫は、認可対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社(以下「業務高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十条の二十五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該金庫が信用金庫であ

三 第五項第三十九号に掲げる業務(第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号に掲げる業務を除く。)

13 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第六十六条 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該金庫及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。)に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社(当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十条の二十四第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該金庫が信用金庫であ

る場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該申請時において申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用金庫連合会及びその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）について準用する。

5 (略)

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）第三項第二号及び第四項に規定する議決権

る場合にあつては、法第五十四条の二十二第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該申請時において申請金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第五十四条の二十一第四項ただし書（法第五十四条の二十三第八項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

5 (略)

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について

について準用する。

準用する。

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六十六条の二 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子

会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（新設）

一 理由書

二 当該信用金庫連合会に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 当該信用金庫連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 当該信用金庫連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における当該信用金庫連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

-
- 四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る当該信用金庫連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該信用金庫連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 2 | 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした信用金庫連合会（以下この項において「申請信用金庫連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
 - 二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であつても、申請信用金庫連合会及びその子会社等（当該認
-

-
- 可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。
- 三 申請信用金庫連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
- 四 当該申請の時に、申請信用金庫連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。
- 五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- 六 申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用金庫連合会の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。
- 七 申請信用金庫連合会の業務の状況に照らし、申請信用金庫連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請信用金庫連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- 八 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用金庫連合会の信用金庫連合会としての取引上
-

の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用金庫連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請信用金庫連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用金庫連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 | 前二項の規定は、法第五十四条の二十三第八項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書の規定による認可（信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）において準用する。

4 | 第一項の規定は、法第五十四条の二十三第九項の規定による認可について準用する。

5 | 法第三十二条第七項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（信用金庫連合会による信用金庫連合会グループの経営管理の内容等）

第六十六条の三 法第五十四条の二十四第二項第一号に規定する方針

(新設)

として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 信用金庫連合会グループ（法第五十四条の二十四第一項に規定する信用金庫連合会グループをいう。以下この条において同じ。）の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用金庫連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

三 法第五十四条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定める

体制は、当該信用金庫連合会における当該信用金庫連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第五十四条の二十四第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用金庫連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十五第三項）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第六十八条 金庫は、法第五十四条の二十二第二項ただし書（法第五十四条の二十五第三項）において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第六十九条 法第五十四条の二十二第四項第三号（法第五十四条の二十五第三項）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（特例対象会社）

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項（法第五十四条の二十四第三項）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第六十八条 金庫は、法第五十四条の二十二第二項ただし書（同条第三項）において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第六十九条 法第五十四条の二十二第四項第三号（法第五十四条の二十四第三項）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

（特例対象会社）

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るようになる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十五第四項に規

第六十九条の二 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一・二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るようになる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第五十四条の二十二第九項又は第五十四条の二十四第四項に規

定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第

定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第十一条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第

三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一（略）

二 第六十四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三（略）

3～11（略）

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十一号の三までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五

三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一（略）

二 第六十四条第四項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三（略）

3～11（略）

12 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第六十四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫、その子会社又は第六十四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の二十一第一項第一号から第二号の二まで又は第五十四条の二十三第一項第一号の二若しくは第十号から第十一号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第六十四条第四項各号及び第五項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五

十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七 (略)
13 (略)

(事業の譲受けの認可の申請等)

第八十条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

六の二 当該事業の譲受けにより業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面

七・八 (略)
2 (略)

十四条の二十三第一項第一号、第四号、第四号の二、第六号及び第八号に規定する会社を有しない場合に限る。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）

二〇七 (略)
13 (略)

(事業の譲受けの認可の申請等)

第八十条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 当該事業の譲受けにより子会社対象会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては法第五十四条の二十一第一項に規定する子会社対象会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

(新設)

七・八 (略)
2 (略)

3 | 法第三十二条第七項の規定は、第一項第六号の二及び第七号に規定する議決権について準用する。

(合併の認可の申請等)

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜八 (略)

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあっては、業務高度化等会社を除く。)を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

九の二 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により業務高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該業務高度化等会社に関する第六十六条の二第一項第四号に掲げる書面

十〜十二 (略)

2 (略)

3 | 法第三十二条第七項の規定は、第一項第九号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

(届出事項)

第一百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合

(新設)

(合併の認可の申請等)

第八十六条 金庫は、法第六十一条の六第四項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜八 (略)

九 吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第六十六条第一項第四号に掲げる書面

(新設)

十〜十二 (略)

2 (略)

(新設)

(届出事項)

第一百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一〇十四 (略)

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社(当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。)

議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六〇十八 (略)

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。)

又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつたことを知つた場合

二〇三三十一 (略)

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合(金庫である信用金庫代理業者が変更した場合を除く。)

二〇五 (略)

六 信用金庫代理業を再委託した場合(金庫である信用金庫代理業再委託者(銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。))が再委託をした場合に限る。

()であつて、当該再委託を受けた信用金庫代理業再委託者(同項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。)の商

号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更し

は、次に掲げる場合とする。

一〇十四 (略)

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六〇十八 (略)

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。)

又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

二〇三三十一 (略)

2 法第八十七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二〇五 (略)

(新設)

た場合

3・4 (略)

5 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、金庫の業務又は信用金庫代理業者の信用金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四・五 (略)

6 次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一 第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合 不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二 第二項第六号に該当する場合 同号の規定による変更があつた日

7 (略)

(預金の受払事務の委託等)

3・4 (略)

5 第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

四・五 (略)

6 第一項第二十七号及び第二項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

7 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第百八条 金庫は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（信用金庫代理業者に信用金庫代理業に係る業務として委託する場合を除く。）には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための確な措置

ハ 顧客が当該金庫と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該金庫の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使

第百八条 金庫は、現金自動支払機等による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該金庫の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合には当該金庫が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該金庫と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

へ) カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によつて作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、金庫、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト) 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第百十二条 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置

五 (略)

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第百十二条 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等(法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。)を含む。において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二・三

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(臨時休業の届出等)

第三百三十条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等(法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。)を含む。次項において同じ。)において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者の無人の営業所又は事務所に、において当該金庫のために行う信用金庫代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

一 金庫の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する
場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると
確実に見込まれる場合

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理
金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国
銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借
対照表及び損益計算書について、顧客の求めに応じ、日本語で記載
された書面を示さなければならない。

3 5 (略)

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるも
のは、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録され
た事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他の
これに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とす
る。

(所属外国銀行に関する届出)

第三百三十七条の四 (略)

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第一項の規定に

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第三百三十七条の二 (略)

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理
金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国
銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借
対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、
当該外国銀行代理金庫に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 5 (略)

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるも
のは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方
法とする。

(所属外国銀行に関する届出)

第三百三十七条の四 (略)

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第一項の規定に

よる届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。ただし、同項第一号に係る届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

3 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信用金庫代理業再委託者の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2・3 (略)

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六百六十二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を

よる届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

3 (略)

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第三百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 信用金庫代理業（法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

2・3 (略)

(特定信用金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第六百六十二条 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特

行う特定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

定信用金庫代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

(新設)

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（届出事項）</p> <p>第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知った場合</p> <p>イ（ハ）（略）</p> <p>ニ 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信託業務を営む金融機関の業務又は信託契約代理店の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>ホ（ト）（略）</p> <p>2（4）（略）</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったことを知った場合</p> <p>イ（ハ）（略）</p> <p>ニ 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</p> <p>ホ（ト）（略）</p> <p>2（4）（略）</p>

六 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第二条 金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。</p>	<p>（犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第二条 金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により委員会とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。</p>

七 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百九十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同條第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>二十二～三十九（略）</p> <p>2 金融商品取引法第九十條第一項、公認会計士法（昭和二十三年</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百九十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同條第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>二十二～三十九（略）</p> <p>2 金融商品取引法第九十條第一項、公認会計士法（昭和二十三年</p>

法律第百三十三号) 第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項(同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。)
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)
及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定による検査(同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。)
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査(同法第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。)
の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3・4 (略)

法律第百三十三号) 第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項(同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。)
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)
及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定による検査(同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。)
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査(同法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。)
の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3・4 (略)

八 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の主たる営業所の所在地を記載した書面</p> <p>三 所属外国銀行の代表権を有する役員の名又は名称を記載した書面</p> <p>四 （略）</p> <p>五 当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理</p>	<p>（外国銀行代理業務に関する認可の申請等）</p> <p>第一条の二 信用協同組合等は、法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国銀行代理業務（法第三条第一項第二号に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託を受ける旨の契約の相手方である中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号に規定する外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）の定款又は性質を識別するに足りる書面</p> <p>三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面</p> <p>四 所属外国銀行の代表権を有する役員を証明する書面</p> <p>五 （略）</p> <p>六 当該信用協同組合等と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案</p>

業務をいう。以下同じ。)の委託契約の内容を記載した書面

六・七 (略)

2 (略)

(委託契約の内容を記載した書面の記載事項)

第一条の三 前条第一項第五号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第一条の四 第一条の二第一項第六号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。))、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。

第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合

七・八 (略)

2 (略)

(委託契約書の案の記載事項)

第一条の三 前条第一項第六号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一〇七 (略)

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第一条の四 第一条の二第一項第七号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

2 (略)

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の五第三項において準用する場合を含む。))、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。

第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第四項、第十条第十三項及び第百十一条第四項において準用する場合

を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一～五 (略)

2～4 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号に規定する信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの及び第四条の四第一項第六号に規定する信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2～4 (略)

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七 (略)

を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条並びに第七十条を除き、以下同じ。）とする。

一～五 (略)

2～4 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 法第四条の二第一項第一号及び第八項に規定する主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの並びに第四条の四第一項第六号及び第六項に規定する主として信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2～4 (略)

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一～十七 (略)

十八 主として子会社対象会社（信用協同組合にあっては法第四条の二第一項に規定する子会社対象会社、信用協同組合連合会にあっては法第四条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十九（略）
6〇11（略）

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一（略）

二 前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

三 第五項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

13（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁

十八 主として子会社対象会社（法第四条の二第一項又は第四条の四第一項に規定する子会社対象会社に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二〇三十九（略）
6〇11（略）

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一（略）

二 第五項第三十八号に掲げる業務（第六項第二号、第七項第二号及び第八項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第五項第三十九号に掲げる業務（第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号に掲げる業務を除く。）

13（略）

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ (略)

三・四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、

一 (略)

二 当該信用協同組合等に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び剰余金計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ (略)

三・四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第五条の五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第五条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、

次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該申請の時において申請信用協同組合等及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可(信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。)について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)及び前項に規定する議決権について準用する。

1 (業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等

第六条の二 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～三 (略)

四 当該申請時において申請信用協同組合等及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五・六 (略)

3 (略)

4 第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可について準用する。

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号(前二項において準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

(新設)

- 二 当該信用協同組合連合会に関する次に掲げる書面
 - イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を
知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- 三 当該信用協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書面
 - イ 当該信用協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における当該信用協同組合連合会及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- 五 当該認可に係る当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得

し、又は保有することにより、当該信用協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合連合会（以下この項において「申請信用協同組合連合会」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請信用協同組合連合会及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請信用協同組合連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

-
- 五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
- 六 申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請信用協同組合連合会の行う中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務を行う事業の高度化又は申請信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。
- 七 申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会又はその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。
- 八 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に対し、申請信用協同組合連合会の信用協同組合連合会としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請信用協同組合連合会の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。
- 九 申請信用協同組合連合会又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、申請信用協同組合連合会又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそ
-

れがないと認められること。

3| 前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4| 第一項の規定は、法第四条の四第六項の規定による認可について準用する。

5| 法第四条第二項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営管理の内容等）

第六条の三 法第四条の五第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 信用協同組合連合会グループ（法第四条の五第一項に規定する信用協同組合連合会グループをいう。以下この条において同じ。）

（の収支、資本の分配及び自己資本の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における信用協同組合連合会グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

（新設）

2 | 法第四条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該信用協同組合連合会における当該信用協同組合連合会グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 | 法第四条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における信用協同組合連合会グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条 信用協同組合等は、法第四条の三第二項（法第四条の六第三

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 十 （略）

2・3 （略）

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条 信用協同組合等は、法第四条の三第二項（法第四条の五第三

項で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第九条 法第四条の三第四項第一号(法第四条の六第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等(令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

項で準用する場合を含む。)ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 (略)

3 法第四条第二項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第九条 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(特例対象会社)

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等(令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。

一・二 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四條の六第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。
- 3 法第四条の三第九項又は第四條の六第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有し

一・二 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、特定子会社（次条第十一項に規定する会社をいう。以下この項並びに同条第九項及び第十項において同じ。）がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該信用協同組合等に係る法第四条の三第九項又は第四條の五第四項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。
- 3 法第四条の三第九項又は第四條の五第四項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該信用協同組合等又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有し

ていないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の三第八項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。))のほか、次に

ていないものとする。

4 (略)

(専門子会社の業務等)

第十条 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 (略)

2 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の三第八項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第八項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。))のほか、次に

掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条第四項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により信用協同組合等の行う事業、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3
3(略)

12 第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一(略) 一(略)

13 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第四十五条 信用協同組合等は、預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合(信用協同組合代理業者に信用協同組合代理業に係る業務として委託する場合を除く。)には、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない

掲げるものとする。

一 (略)

二 第四条第四項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等の行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 (略)

3
3(略)

12 第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。)とする。ただし、当該持株会社が第四条第四項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業、その子会社又は第四条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一(略) 一(略)

13 (略)

(預金の受払事務の委託等)

第四十五条 信用協同組合等は、現金自動支払機等による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官

ならない。

一 現金自動支払機等を用いて預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（当該信用協同組合等が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二 当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正

が別に定める者（資金の貸付け（信用協同組合等が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該信用協同組合等と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

クセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することにより預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に当該信用協同組合等が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出し（現金自動支払機等受払事務に該当するものを除く。）を行う場合における次に掲げる全ての措置

イ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託するための措置

ロ 顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ 顧客が当該信用協同組合等と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務を委託した場合の当該事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置又は顧客が送

信する情報の処理に係る電子計算機及び電子機器が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、信用協同組合等、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト 預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第四十九条 信用協同組合等は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第四十九条 信用協同組合等は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 (略)

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 (略)

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 (略)

(臨時休業の届出等)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等の無人の事務所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合

(削る)

二・三 (略)

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等の無人の事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(業務報告書)

第六十八条 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業

(臨時休業の届出等)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の無人の営業所又は事務所において当該信用協同組合等のために信用協同組合代理業(同条第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。)に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

(業務報告書)

第六十八条 銀行法第十九条第一項の規定による業務報告書は、事業

概況書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、信用協同組合にあつては別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあつては別紙様式第十号により作成しなければならない。

25 (略)

(特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等)

第百一条 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。第三項及び次条において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

24 (略)

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第百二条 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行

概況書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書に分けて、信用協同組合にあつては別紙様式第九号、信用協同組合連合会にあつては別紙様式第十号により作成しなければならない。

25 (略)

(特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等)

第百一条 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

24 (略)

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第百二条 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定信用協同組合代理業者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合

為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合

二 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十一 (略)

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社(当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあっては、業務高度化等会社を除く。)の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 二五の二 (略)

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 (略)

(新設)

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一〇十一 (略)

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 二五の二 (略)

2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業者が変更した場合を除く。）

二～四 （略）

五 信用協同組合代理業を再委託した場合（信用協同組合等である信用協同組合代理業再委託者が再委託をした場合に限る。）であつて、当該再委託を受けた信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

3～5 （略）

6 第二項第十九号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、信用協同組合等の業務又は信用協同組合代理業者の信用協同組合等代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 （略）

げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二～四 （略）

（新設）

3～5 （略）

6 第一項第十九号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

四 （略）

<p>7 次 の各号に掲げる場合の届出は、当該各号に定める日から三十日 以内に行わなければならない。</p> <p>一 第一項第十九号又は第二項第四号に該当する場合、不祥事件の 発生を信用協同組合等又は信用協同組合等代理業者が知った日 </p> <p>二 第二項第五号に該当する場合、同号の規定による変更があつた 日 </p>	<p>7 第一項第十九号及び第二項第四号に該当するときの届出は、不祥 事件の発生を信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が知った日 から三十日以内に行わなければならない。</p>
---	---

九 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(届出事項等) 第八十五条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。）のうち、<u>保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等) 第百六十六条 (略)</p>	<p>(届出事項等) 第八十五条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり<u>百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(外国保険会社等の届出事項等) 第百六十六条 (略)</p>

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先、外国保険会社等の日本における代表者若しくはは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三 (略)

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、日本における外国保険会社等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店、免許特定法人及び引受社員の日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、免許特定法人の業務の委託先若しくは総代理店の取締

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくはは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三 (略)

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しく

役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、引受社員の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、日本における免許特定法人及びその引受社員の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五（略）

5（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）、少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失のうち、

は使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 日本における保険業に係る現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）

五（略）

5（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）、又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～三（略）

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たり百

5
五 (略)
少額短期保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

5
五 (略)
万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)

十 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 一～六十三（略） 六十四 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号） 六十五～六十七（略） 六十八 仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～六十三（略） 六十四 資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号） 六十五～六十七（略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>(届出事項) 第四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）<u>、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</u></p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号及び第六十三条第三項第四号において同じ。）のうち、<u>信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの</u></p> <p>五〜七 (略)</p> <p>(届出事項)</p>	<p>(届出事項) 第四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第八号の不祥事件とは、信託会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項及び第六十三条第三項において同じ。）<u>、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該信託会社に係る業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</u></p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の<u>一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</u></p> <p>五〜七 (略)</p> <p>(届出事項)</p>

第六十三條 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の不祥事件とは、外国信託会社の支店に駐在する役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該外国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〜三 (略)

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、外国信託会社の業務又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五〜七 (略)

第六十三條 (略)

2 (略)

3 第一項第六号の不祥事件とは、外国信託会社の支店に駐在する役員又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役員が当該外国信託会社の支店の業務を遂行するに際して次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〜三 (略)

四 信託財産たる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。)

五〜七 (略)

十二 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）	（略）	別表第一（第三条関係）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三、第七十八條	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二條、第五十二條、第七十八條
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
資金決済に関する法律	第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三、第七十八條	資金決済に関する法律	第二十二條、第五十二條、第七十八條
別表第三（第五条関係）		別表第三（第五条関係）	

律 資金決済に関する法	(略)
第二十二條、第五十二條、第六十三條の十三、第七十八條	(略)

律 資金決済に関する法	(略)
第二十二條、第五十二條、第七十八條	(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 自家型発行者（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条―第二十条）</p> <p>第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）</p> <p>第五章 監督（第四十六条―第五十条）</p> <p>第六章 雑則（第五十条の二―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>（保健施設等に係る前払式支払手段）</p> <p>第六条 令第四条第四項第二号ニに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>第四章 情報の提供、発行保証金の供託その他の義務</p> <p>（情報の提供の方法）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 自家型発行者（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 第三者型発行者（第十四条―第二十条）</p> <p>第四章 表示、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）</p> <p>第五章 監督（第四十六条―第五十条）</p> <p>第六章 雑則（第五十一条―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>（保健施設等に係る前払式支払手段）</p> <p>第六条 令第四条第四項第二号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>第四章 表示、発行保証金の供託その他の義務</p> <p>（表示事項）</p>

第二十一条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等（法第三条第一項第一号に規定する証券等をいう。以下同じ。）又は当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、その発行する前払式支払手段（当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を含む。）に表示する方法により、利用者に提供しなければならない。

2 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合（当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合に限る。）には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、次に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供しなければならない。

一 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法

二 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

三 利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、前払式支払手段発行者の使用に係る

第二十一条 法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示しなければならない。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段のうちその購入の目的に合せて支払可能金額等を明示しないこととしてゐるものに係る同項第二号に掲げる支払可能金額等の表示については、符号、図画その他の方法による表示をもつて足りる。

2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前払式支払手段を使用することができ施設又は場所の範囲

二 前払式支払手段の利用上の必要な注意

三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法

四 前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下この条において「約款等」という。）が存する場合には、当該約款等の存する旨

3 前払式支払手段の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げ

電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る。第四項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

3 第一項の規定にかかわらず、発行する前払式支払手段が前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と電気通信回線を介して接続される利用者の使用に係る電子機器（証券等の使用の開始前に、又は証券等の使用に際して、当該電子機器と接続される場合における当該証券等を含む。）を提示して使用されるものである場合には、法第十三条第一項各号に掲げる事項に関する情報を、前項各号に掲げるいずれかの方法により、利用者に提供することができる。

4 第二項各号に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 第二項第一号又は第二号に掲げる方法にあつては、利用者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成することができるものであること。

二 第二項第三号に掲げる方法にあつては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。

（情報提供する事項等）

第二十二条 法第十三条第一項各号に掲げる事項は、前払式支払手段

る事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なもののみを表示することで足りる。

一 約款等に前項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。

二 前払式支払手段が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

4 加算型前払式支払手段について金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による表示をしているときは、当該表示をもって、同項の規定による表示をしたものとみなす。

（書面その他の物を利用者に交付しない場合の情報提供の方法）

第二十二条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、

を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報を提供しなければならぬ。ただし、専ら贈答用のために購入される前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額等を明示しないこととしているものに係る法第十三条第一項第二号に掲げる支払可能金額等については、符号、図画その他の方法により情報を提供することである。

2 法第十三条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 前払式支払手段を使用することができる施設又は場所の範囲
- 二 前払式支払手段の利用上の必要な注意
- 三 電磁的方法により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第四項において同じ。）又は物品若しくは役務の数量を記録している前払式支払手段にあつては、その未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段にあつては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあつては給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量をいう。）又は当該未使用残高を知ることができる方法
- 四 前払式支払手段の利用に係る約款若しくは説明書又はこれらに類する書面（以下この条において「約款等」という。）が存する場合に、当該約款等の存する旨

次に掲げるいずれかの方法をいう。

- 一 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器と利用者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法
 - 二 前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 三 利用者の使用に係る電子機器に情報を記録するためのファイルが備えられていない場合に、前払式支払手段発行者の使用に係る電子機器に備えられたファイル（専ら利用者の用に供するものに限る。次項第二号において「利用者ファイル」という。）に記録された当該情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。
- 一 前項第一号又は第二号に掲げる方法にあつては、利用者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成することができるものであること。
 - 二 前項第三号に掲げる方法にあつては、利用者ファイルへの記録がされた情報を、当該利用者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、又は改変できないものであること。

3 | 前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段を除く。）の面積が狭いために法第十三条第一項各号に掲げる事項を明瞭に表示することができないときは、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限る、前項第一号又は第二号に掲げる事項については、これらの事項のうち主要なものの情報を提供することで足りる。

一 約款等に前項第一号及び第二号に掲げる事項についての表示があること。

二 前払式支払手段が一般に購入される際に当該約款等がその購入者に交付されること。

4 | 加算型前払式支払手段（前条第二項各号に掲げる方法により情報を提供する加算型前払式支払手段を除く。）について金額又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われる場合において、既に当該加算型前払式支払手段に法第十三条第一項の規定による情報の提供をしているときは、当該情報の提供をもって、同項の規定による情報の提供をしたものとみなす。

（情報の提供をすることを要しない場合）

第二十三条 法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

（表示事項を表示しないことができる場合）

第二十三条 法第十三条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る同条第一項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合とする。

(追加供託の不足額)

第二十五条 法第十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法により計算された額は、第四条に規定する方法により算出した基準日未使用残高から、当該基準日における法第二十条第一項の規定による払戻しの手続に係る前払式支払手段及び法第三十一条第一項の権利の実行の手続に係る前払式支払手段の基準日未使用残高を控除した額の二分の一の額とする。

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ・ロ (略)

ハ 破産手続開始の申立て等(法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。)が行われたとき。

ニ・ヘ (略)

四十三 (略)

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、第

(追加供託の不足額)

第二十五条 法第十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法により計算された額は、第四条に規定する方法により算出した基準日未使用残高から、当該基準日における法第二十条第一項の規定による払戻しの手続に係る前払式支払手段又は法第三十一条第一項の権利の実行の手続に係る前払式支払手段の基準日未使用残高を控除した額の二分の一の額とする。

(発行保証金信託契約の内容)

第三十五条 法第十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託契約前払式支払手段発行者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約前払式支払手段発行者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ・ロ (略)

ハ 破産手続開始の申立て等(法第二条第十一項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。)が行われたとき。

ニ・ヘ (略)

四十三 (略)

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

第四十一条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める額は、第

一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 法第二十条第二項の規定により公告をした日（以下この条において「払戻基準日」という。）以前に到来した直近の基準日（以下この項において「直近基準日」という。）における基準日未使用残高

ロ (略)

二 (略)

2| 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第五項第一号及び第二号に掲げる事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならぬ。ただし、前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となつてゐる書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合及び第二十一条第三項に規定する場合同じにおいては、会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告により行うことができる。

一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した額とする。

一 払戻しに係る前払式支払手段のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 次項の規定により公告をした日（以下この条において「払戻基準日」という。）以前に到来した直近の基準日（以下この項において「直近基準日」という。）における基準日未使用残高

ロ (略)

二 (略)

2| 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定により払戻しを行おうとするときは、当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に対し、第一号から第五号までに掲げる事項を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告するとともに、次の各号に掲げる事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

- 一 当該払戻しをする旨
- 二 当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称
- 三 当該払戻しに係る前払式支払手段の種類
- 四 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと。
- 五 前号の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと。
- 六 当該払戻しに関する問い合わせに應ずる営業所又は事務所の連

3 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない。

4 前払式支払手段発行者は、物品の給付又は役務の提供が当該前払式支払手段発行者又は当該前払式支払手段発行者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、前項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十一条第二項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

5 法第二十条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次

絡先

七 第四号の申出の方法

八 当該払戻しの方法

九 その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項

3 前項の場合において、物品の給付又は役務の提供が発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用される前払式支払手段につき払戻しを行おうとするときは、当該前払式支払手段を発行する者は、同項の規定による掲示に代えて、当該前払式支払手段発行者が当該前払式支払手段の利用者に対して提供する第二十二条第一項に規定するいずれかの方法と同一の方法により、前項各号に掲げる事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の利用者に提供しなければならない。

(新設)

(新設)

に掲げる事項とする。

- 一 当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称
 - 二 当該払戻しに係る前払式支払手段の種類
 - 三 当該払戻しに関する問合せに応ずる営業所又は事務所の連絡先
 - 四 法第二十条第二項第二号の申出の方法
 - 五 当該払戻しの方法
 - 六 その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項
- 6 前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 第三項の規定による揭示及び第四項の規定による情報の提供の内容が確認できる書類
 - 三 第三項の規定により講じた措置の内容を記載した書面
- 7 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 令第九条第二項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合には、前条第二項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額
 - 三 法第二十条第二項の規定により情報の提供をした期間

- 4 前払式支払手段発行者は、第二項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十四号により作成した届出書に、次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 第二項の規定による揭示の内容が確認できる書類
 - 三 第二項の規定により講じた措置の内容を記載した書面
- 5 前払式支払手段発行者は、法第二十条第一項の規定による払戻しが完了したときは、別紙様式第二十五号に従い、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 (略)
 - 二 前条第二項各号に掲げる合計額並びに同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる額
 - 三 第二項の規定により揭示をした期間

四 法第二十条第二項第二号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることのできる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五・六 (略)

8 | (略)

(払戻しが認められる場合)

第四十二条 法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜三 (略)

第六章 雑則

(基準日に係る特例の適用を受ける旨の届出等)

第五十条の二 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 | 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 氏名、商号又は名称

二 自家型発行者にあつては、法第五条第一項の届出書の提出年月日

四 第二項第四号の期間内に申出をした前払式支払手段の保有者の数及び当該保有者の保有する前払式支払手段の未使用残高（代価の弁済に充てることのできる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。第六号において同じ。）の総額

五・六 (略)

6 | (略)

(払戻しが認められる場合)

第四十二条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜三 (略)

第六章 雑則

(新設)

- 三 第三者型発行者にあつては、登録年月日及び登録番号
- 四 前項の届出書を提出する日前に、法第二十九条の二第二項の規定による届出書の提出を行った場合は、当該届出書（前項の届出書を提出する日前の直近において提出したものに限り。）の提出年月日
- 3 前払式支払手段発行者は、法第二十九条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 4 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 氏名、商号又は名称
- 二 自家型発行者にあつては、法第五条第一項の届出書の提出年月日
- 三 第三者型発行者にあつては、登録年月日及び登録番号
- 四 現に適用を受けている法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出年月日
- （基準日に係る特例を適用する場合の規定の読替え）
- 第五十条の三 法第二十九条の二第一項の規定による届出書の提出を行ったことにより同項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者に対する第二十六条、第四十二条及び第四十八条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（新設）

第二十六条第三項	基準日	第四十二条第一号	<p>基準日を含む基準期間</p> <p>（法第二十九条の二第二項の届出書を提出した日から次の通常基準日（同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この条において同じ。）までは、当該通常基準日を含む通常基準期間（通常基準日の翌日から次の通常基準日までの期間をいう。以下この条において同じ。））</p>
第四十二条第一号	基準日	<p>基準日（令第九条の三第一項において読み替えて適用する法第十四条第二項に規定する基準日をいう。次項、第四十条及び第四十一条第一項において同じ。）</p> <p>当該基準日の直前の基準日</p>	<p>当該基準日の直前の基準日</p>

	<p>第四十二條第二号</p>		<p>基準期間</p>
	<p>基準日を含む基準期間</p>	<p>百分の五</p>	
<p>百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日か</p>	<p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第二項の規定する特例基準日を含む通常基準期間）</p>	<p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第二項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）</p>	<p>基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第二項の届出書を提出した日の属する通常基準日の直前の通常基準期間）</p>

	<p>第四十八条第一項 (各号を除く。)</p>
	<p>基準期間</p>
<p>ら次の通常基準日まで の期間である場合に あつては、当該通常基 準日の直前の通常基 準日における基準日 未使用残高の百分の五)</p>	<p>基準期間(令第九条の 三第一項において読み 替えて適用する法第二 十三条第一項第一号に 規定する基準期間をい う。以下この条及び次 条第三号において同じ 。)</p>

(自家型発行者の業務の承継の届出)

第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〜四 (略)

(自家型発行者の業務の承継の届出)

第五十一条 法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十八号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類(官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〜四 (略)

(廃止の届出等)

第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2・3 (略)

(標準処理期間)

第五十六条 (略)

2 第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認、第三十四条第一項に規定する発行保証金信託契約の承認又は第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

(削る)

3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 三 (略)

附則

(法附則第九条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる者の届出)

(廃止の届出等)

第五十三条 法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十九号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2・3 (略)

(標準処理期間)

第五十六条 (略)

2 第三十三条第一項に規定する発行保証金保全契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

3 第三十八条第一項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

4 前三項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 三 (略)

附則

(法附則第九条第一項の規定の適用を受けて第三者型前払式支払手段の発行の業務を行うことができる者の届出)

第五条 (略)

(削る)

(削る)

2 | (略)

第五条 (略)

2 | 法附則第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 | 前項の届出書には、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 | 発行者（当該発行者が人格のない社団等であるときは、その代表者又は管理人。以下この項において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 | 発行者が法第十条第一項第九号イ及びロに該当しない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書又はこれに代わる書面

三 | 別紙様式第六号又は第七号により作成した発行者の履歴書又は沿革

4 | (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所（<u>現住所において前払式支払手段の発行の業務を行っていない場合には、前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地</u>）を記載すること。 3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に<u>括弧書</u>で併せて記載することができる。 5. （略） <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（5）前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>全てのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。 2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した<u>電子機器</u>の画面を印刷したもの等を<u>貼付</u>すること。 <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>別紙様式第1号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所を記載すること。 3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）<u>書き</u>で併せて記載することができる。 5. （略） <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（5）前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>すべてのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。 2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機</u>の画面を印刷したもの等を<u>添付</u>すること。 <p style="text-align: center;">（略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に<u>括弧書</u>で併せて記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（5）前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>全てのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を貼付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>別紙様式第3号（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に<u>（ ）書き</u>で併せて記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>8. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（5）前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>すべてのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</p> <p>2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を貼付すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第6号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">履 歴 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 「賞罰」は、法第10条第1項第9号ハからホまでに該当するものを<u>全て</u>記載すること。</p> <p>3.・4. （略）</p>	<p>別紙様式第6号（第16条、<u>附則第5条第3項</u>関係）</p> <p style="text-align: center;">履 歴 書</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 「賞罰」は、法第10条第1項第9号ハからホまでに該当するものを<u>すべて</u>記載すること。</p> <p>3.・4. （略）</p>

改正案			現行		
別紙様式第7号（第16条関係）			別紙様式第7号（第16条、附則第5条第3項関係）		
沿 革			沿 革		
(ふりがな)			(ふりがな)		
商 号 又は名称			商 号 又は名称		
(ふりがな)			(ふりがな)		
代表者の氏名			代表者の氏名		
住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -		住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
設 立 年 月 日 及 び 設 立 時 の 事 業			設 立 年 月 日 及 び 設 立 時 の 事 業		
設 立 の 経 緯			設 立 の 経 緯		
設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容	設 立 後 の 沿 革	年 月	沿 革 の 内 容
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名 印			上記のとおり相違ありません。 年 月 日 代表者の氏名 印		
(記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 「賞罰」は、法第10条第1項第9号ニ及びホに該当するものを全て記載すること。			(記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 「賞罰」は、法第10条第1項第9号ニ及びホに該当するものをすべて記載すること。		

改正案	現行
5. ・ 6. (略)	5. ・ 6. (略)

改正案	現行				
別紙様式第 12 号 (第 27 条第 1 項関係) <div style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</div>	別紙様式第 12 号 (第 27 条第 1 項関係) <div style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</div>				
(略)	(略)				
1. 基準日に係る発行保証金の額	1. 基準日に係る発行保証金の額				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">当該基準日に係る発行保証金の額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	当該基準日に係る発行保証金の額	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">当該基準日に係る発行保証金の額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	当該基準日に係る発行保証金の額	(略)
当該基準日に係る発行保証金の額	(略)				
当該基準日に係る発行保証金の額	(略)				
(記載上の注意) 1. ・ 2. (略) 3. 法第 14 条第 2 項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。 <u>なお、法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の直前の基準日が特例基準日 (同条第 2 項に規定する特例基準日をいう。以下同じ。) であるときは、「前基準日に係る発行保証金の額」は、当該特例基準日の直前の通常基準日 (同条第 2 項に規定する通常基準日をいう。以下同じ。) に係る発行保証金の額を記載すること。</u> 4. ・ 5. (略) 2. (略)	(記載上の注意) 1. ・ 2. (略) 3. 法第 14 条第 2 項に該当する場合の「前払式支払手段の基準日未使用残高」及び「前基準日に係る発行保証金の額」は、払戻しの手続の終了、権利の実行の手続の終了後又はその他の事実の発生後の未使用残高及び発行保証金の額を記載すること。 4. ・ 5. (略) 2. (略)				

改正案	現行
<p>別紙様式第 24 号 (第 41 条第 6 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 6 項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第 2 条第 34 号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法及び第 41 条第 4 項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。</p>	<p>別紙様式第 24 号 (第 41 条第 4 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により前払式支払手段の払戻しを行う旨の公告を行ったので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 4 項に掲げる書類を添付して、同項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称のほか、掲示方法及び第 41 条第 3 項に規定する情報提供を行った場合はその旨を記載すること。</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 25 号 (第 41 条第 7 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し完了報告書</p> <p>前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 7 項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. ・ 2. (略) 3. 「第 40 条第 2 項各号に掲げる合計額等」は、令第 9 条第 2 項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合に記載すること。</p>	<p>別紙様式第 25 号 (第 41 条第 5 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号 住所 (郵便番号) 電話番号 () - 商号又は名称 氏 名 印 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し完了報告書</p> <p>前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 5 項の規定により報告します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) 1. ・ 2. (略) (新設)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 26 号 (第 41 条第 8 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し未了届出書</p> <p>下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 8 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第 26 号 (第 41 条第 6 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 ※登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;">払戻し未了届出書</p> <p>下記の理由により前払式支払手段の払戻しを完了することができませんでしたので、前払式支払手段に関する内閣府令第 41 条第 6 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第 27 号 (第 47 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 発行等の概要 (表 略) (記載上の注意) 1. ～ 6. (略) <u>7. 法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。</u></p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況 (表 略) (記載上の注意) 1. ～ 4. (略) <u>5. 法第 29 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」とし、これに応じた「発行額」及び「回収額」を記載すること。</u> <u>6. (略)</u></p> <p>3. ～ 5. (略)</p>	<p>別紙様式第 27 号 (第 47 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 発行等の概要 (表 略) (記載上の注意) 1. ～ 6. (略) (新設)</p> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <p>2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況 (表 略) (記載上の注意) 1. ～ 4. (略) (新設)</p> <p>5. (略)</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>

改正案	現行										
<p>別紙様式第 28 号（第 50 条の 2 第 1 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">（郵便番号 ー ） 届出者 住 所 電話番号（ ） ー</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印 <small>（法人等にあつては、代表者の役職氏名）</small></p> <p style="text-align: center;"><u>特例基準日の適用に係る届出書</u></p> <p>前払式支払手段に関する内閣府令第 50 条の 2 第 1 項の規定により、資金決済に関する法律第 29 条の 2 第 1 項の規定による特例基準日の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">1. 氏名、商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 自家型発行者の場合 届出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号</td> <td style="text-align: center;">財務（支）局長 第 号</td> </tr> <tr> <td>4. 特例基準日の適用を受けようとする理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 法第 29 条の 2 第 2 項の規定による届出書の提出を行った場合 当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p><small>（記載上の注意） 法第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出書又は法第 8 条第 1 項の登録申請書若しくは法第 11 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</small></p>	1. 氏名、商号又は名称		2. 自家型発行者の場合 届出年月日		3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長 第 号	4. 特例基準日の適用を受けようとする理由		5. 法第 29 条の 2 第 2 項の規定による届出書の提出を行った場合 当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日		<p style="text-align: center;">(新設)</p>
1. 氏名、商号又は名称											
2. 自家型発行者の場合 届出年月日											
3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務（支）局長 第 号										
4. 特例基準日の適用を受けようとする理由											
5. 法第 29 条の 2 第 2 項の規定による届出書の提出を行った場合 当該届出書（直前に届出を行ったものに限る。）の提出年月日											

改正案	現行										
<p>別紙様式第 29 号 (第 50 条の 2 第 3 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) 年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号 -) 届出者 住 所 電話番号 () -</p> <p style="text-align: center;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(法人等にあつては、代表者の役職氏名)</p> <p style="text-align: center;"><u>特例基準日の適用の解除に係る届出書</u></p> <p>前払式支払手段に関する内閣府令第 50 条の 2 第 3 項の規定により、資金決済に関する法律第 29 条の 2 第 1 項の規定による特例基準日の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">1. 氏名、商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 自家型発行者の場合 届出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号</td> <td>財務 (支) 局長 第 号</td> </tr> <tr> <td>4. 特例基準日の適用を受けている法 29 条の 2 第 1 項の規定による届出書の提出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>法第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出書又は法第 8 条第 1 項の登録申請書若しくは法第 11 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、届出者の「氏名」欄及び「1. 氏名、商号又は名称」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</p>	1. 氏名、商号又は名称		2. 自家型発行者の場合 届出年月日		3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務 (支) 局長 第 号	4. 特例基準日の適用を受けている法 29 条の 2 第 1 項の規定による届出書の提出年月日		5. 特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由		<p>(新設)</p>
1. 氏名、商号又は名称											
2. 自家型発行者の場合 届出年月日											
3. 第三者型発行者の場合 登録年月日 ※登録番号	財務 (支) 局長 第 号										
4. 特例基準日の適用を受けている法 29 条の 2 第 1 項の規定による届出書の提出年月日											
5. 特例基準日の適用を受けていることをやめようとする理由											

改正案	現行
<p>別紙様式第30号（第51条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所（<u>現住所において前払式支払手段の発行の業務を行っていない場合には、前払式支払手段の発行の業務に係る主たる営業所又は事務所の所在地</u>）を記載すること。 3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。 5. （略） <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>6. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>全てのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。 2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した<u>電子機器</u>の画面を印刷したもの等を貼付すること。 <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>別紙様式第28号（第51条関係）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （略） 2. 「住所」は、法人にあつては登記すべき本店の所在地を、個人にあつては現住所を記載すること。 3. （略） 4. 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載すること。また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。 5. （略） <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>6. 業務の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発行した前払式支払手段で使用可能な<u>すべてのもの</u>（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。 2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない</u>場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した<u>電子計算機</u>の画面を印刷したもの等を添付すること。 <p style="text-align: center;">（略）</p>

改正案	現行
別紙様式第 31 号 (第 53 条第 1 項關係) (略)	別紙様式第 29 号 (第 53 条第 1 項關係) (略)

改正案

現行

(削る)

別紙様式第 30 号 (附則第 5 条第 2 項関係)

(日本工業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 -)

届出者 住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

印

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行届出書

前払式支払手段に関する内閣府令附則第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第 2 面)

1.	(ふりがな) 氏 名 商 号 又 は 名 称	
2.	(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名	
3.	住 所	(郵便番号 -) 電話番号 () -
4.	基 準 日 未 使 用 残 高	千円

(記載上の注意)

1. 「商号又は名称」とは、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
2. 「代表者の氏名」とは、人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人の氏名を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

改正案

現行

4. 「基準日未使用残高」とは、法の施行の日以後最初に到来する基準日における基準日未使用残高を記載すること。

(第3面)

5. 営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -

(記載上の注意)

1. 前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行われる場所を記載すること。

改正案

現行

2. 「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

(第4面)

6. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限

(記載上の注意)

1. 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
2. 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
3. 「使用範囲等」は、前払式支払手段を使用できる加盟店について記載すること。
4. 「使用できる期間又は期限」は、物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間

改正案	現行					
	<p>又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。</p> <p>5. <u>記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。</u></p> <p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>(2) <u>前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面 (別添)</u></p> <p>(3) <u>業務委託状況</u></p> <table border="1" data-bbox="1402 494 2593 1638"> <thead> <tr> <th data-bbox="1402 494 2000 571">受託者の名称</th> <th data-bbox="2000 494 2593 571">業務委託内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1402 571 2000 1638"></td> <td data-bbox="2000 571 2593 1638"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>業務委託状況は、前払式支払手段の発行に係る業務 (製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済) を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。</u></p> <p>2. <u>業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。</u></p>		受託者の名称	業務委託内容		
受託者の名称	業務委託内容					

改正案	現行
	<p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>(4) <u>発行、資金決済の概要図</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意) <u>前払式支払手段発行者、業務受託者、加盟店及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。</u></p>

改正案	現行
	<p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(5) <u>前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し</u></p> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>発行した前払式支払手段で使用可能なすべてのもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。</u> 2. <u>前払式支払手段に係る証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を交付しない</u>

改正案	現行
	<p data-bbox="1448 253 2595 311">場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第 13 条第 1 項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子計算機の画面を印刷したもの等を貼付すること。</p> <p data-bbox="2464 355 2595 388" style="text-align: right;">（第 8 面）</p> <p data-bbox="1402 397 1909 430">7. 発行者の他にしている事業の種類</p> <div data-bbox="1402 436 2595 697" style="border: 1px solid black; height: 135px; margin: 5px 0;"></div> <p data-bbox="1402 707 1580 739">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="1448 739 2019 765">日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。</p>

十四 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 資金移動業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書</p> <p>十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面</p> <p>イ 指定資金移動業務紛争解決機関（法第五十一条の二第一項第一号に規定する指定資金移動業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二十九条第一項第一号ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 資金移動業を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る契約の契約書</p> <p>十六 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p>

十七 (略)

(履行保証金の供託)

第十一条 (略)

2 法第四十三条第二項に規定する未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額(次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額)とする。

一 次に掲げる資金移動業者がある場合 当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額から次に掲げる資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務を控除した額

イ 既に法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した資金移動業

ロ 為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令
第十七条第二項に定める場合に該当することとなつた資金移動業

二 国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合 当該資金移動業者が全ての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額

3 6 (略)

(履行保証金保全契約の解除)

第十七条 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の

十七 (略)

(履行保証金の供託)

第十一条 (略)

2 法第四十三条第二項に規定する未達債務の額は、各営業日における未達債務算出時点において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額(国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合には、当該資金移動業者がすべての利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額)とする。

3 6 (略)

(履行保証金保全契約の解除)

第十七条 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、次の

各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一 (略)

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の
手続が終了した場合 当該履行保証金保全契約の全部

三 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引
に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二
項に定める場合 当該履行保証金保全契約の全部

四 (略)

254 (略)

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事
項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約資金移動業者（法第四十五条第二項第一号に規定する
信託契約資金移動業者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託
会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行
う為替取引の利用者のうち国内にある利用者（信託契約資金移動
業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある
利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合にあつては
、当該資金移動業者が行う為替取引の全ての利用者）を信託財産
の元本の受益者とする。

各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができる。

一 (略)

二 法第五十九条第一項の権利の実行の手続が終了した場合 当該
履行保証金保全契約の全部

三 為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として令第
十七条第二項に定める場合 当該履行保証金保全契約の全部

四 (略)

254 (略)

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事
項は、次に掲げる事項とする。

一 信託契約資金移動業者（法第四十五条第二項第一号に規定する
信託契約資金移動業者をいう。以下同じ。）を委託者とし、信託
会社等を受託者とし、かつ、当該信託契約資金移動業者がその行
う為替取引の利用者のうち国内にある利用者（信託契約資金移動
業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある
利用者に対して負担する債務の額を区分できない場合にあつては
、当該資金移動業者が行う為替取引のすべての利用者）を信託財
産の元本の受益者とする。

二 (略)

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ (略)

ロ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十八項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

ハ 資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。

ニ・ホ (略)

四 (略)

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本の補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定に

二 (略)

三 信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。

イ (略)

ロ 破産手続開始の申立て等（法第二条第十一項に規定する破産手続開始の申立て等をいう。）が行われたとき。

ハ 資金移動業の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けたすべての営業所における資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による資金移動業の廃止の公告をしたとき。

ニ・ホ (略)

四 (略)

五 履行保証金信託契約（信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条において同じ。）へ金銭を信託するものであつて元本補てんがあるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる方法

(1)・(2) (略)

(3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定に

より元本の補填の契約をした金銭信託

六 (略)

七 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、信託契約資金移動業者が、全ての信託会社等が、適時に、当該複数の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の合計額を把握するために必要な措置を講じること。

九 十五 (略)

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十七条 資金移動業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 五 (略)

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を

より元本の補てんの契約をした金銭信託

六 (略)

七 履行保証金信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本補てんがある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

八 複数の履行保証金信託契約を締結する場合にあつては、信託契約資金移動業者が、すべての信託会社等が、適時に、当該複数の履行保証金信託契約に基づき信託される信託財産の合計額を把握するために必要な措置を講じること。

九 十五 (略)

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十七条 資金移動業者は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 五 (略)

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を

締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

イ〜ニ (略)

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ (略)

二 (略)

2 (略)

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の三 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業等関連苦情のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関

締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

イ〜ニ

ホ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

へ (略)

二 (略)

2 (略)

(資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第三十二条の三 法第五十一条の二第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第十九項に規定する資金移動業関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備

する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ・ハ (略)

二〇五 (略)

2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争(法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二条第十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二〇四 (略)

3 (略)

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日及び九月三十日(以下この条において「基準日」という。)ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(削る)

すること。

ロ・ハ (略)

二〇五 (略)

2 法第五十一条の二第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争(法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十項に規定する資金移動業関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二〇四 (略)

3 (略)

(未達債務の額等に関する報告書)

第三十五条 法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日(以下この条において「基準日」という。)ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十三条第一項の履行保証金の全部の供託に代えて、履行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出ている資

<p>(削る)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 信託契約資金移動業者は、第一項の基準日ごとの報告書に、信託会社等が発行する当該基準日の直前の基準日の翌日以後の毎月末日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由</p> <p>六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先</p> <p>3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>金移動業者 毎年三月三十一日及び九月三十日</p> <p>二 法第四十三条第一項の履行保証金の供託を行う資金移動業者 毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日</p> <p>三 信託契約資金移動業者 毎月末日</p> <p>254 (略)</p> <p>5 信託契約資金移動業者は、第一項の報告書に、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(廃止の届出等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 資金移動業を廃止したときは、その理由</p> <p>六 事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先</p> <p>3 法第六十一条第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

<p>6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(標準処理期間) 第四十二条 (略)</p> <p>2 第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認又は第十八条第一項に規定する履行保証金信託契約の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>6 資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>(標準処理期間) 第四十二条 (略)</p> <p>2 第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

改正案	現 行
<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>8. 資金移動業の内容及び方法</p> <p>（1）資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. （略）</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第6面）</p> <p>（3）業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 業務委託状況は、資金移動業の<u>一部</u>を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p> <p>2. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（4）為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>為替証書等が発行する場合には、発行する為替証書等の<u>全て</u>について貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） （第1面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第4面）</p> <p>8. 資金移動業の内容及び方法</p> <p>（1）資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（為替証書等）を発行するか否かにつき記載すること。資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. （略）</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第6面）</p> <p>（3）業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 業務委託状況は、資金移動業を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p> <p>2. （略）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第7面）</p> <p>（4）為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>為替証書等が発行する場合には、発行する為替証書等の<u>すべて</u>について貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案

現行

別紙様式第2号(第4条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(略)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商号		
(ふりがな)		
2. 代表者の氏名		
(ふりがな)		
3. 本国における本店の所在地		
(ふりがな)		
4. 国内における代表者の氏名		
5. 住所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等		
7. 資本金の額	千円	
8. 取締役及び監査役に相当する者		
(ふりがな)	氏名又は名称	役職名

別紙様式第2号(第4条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(略)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長 第 号 (年 月 日)	
(ふりがな)		
1. 商号		
(ふりがな)		
2. 代表者の氏名		
(ふりがな)		
3. 本国における本店の所在地		
(ふりがな)		
4. 国内における代表者の氏名		
5. 住所	(郵便番号 -) 電話番号 () -	
6. 外国の法令の規定により当該外国において受けている登録等		
7. 資本金の額	千円	
8. 取締役及び監査役に準ずる者		
(ふりがな)	氏名又は名称	役職名

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 「取締役及び監査役に相当する者」とは、外国資金移動業者における<u>外国の法令上取締役及び監査役に相当する者</u>を記載すること。</p> <p>5. 「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に<u>相当する者</u>」に括弧書きで併せて記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 「取締役及び監査役に<u>準ずる者</u>」とは、外国資金移動業者における<u>取締役及び監査役に準ずる者</u>を記載すること。</p> <p>5. 「取締役及び監査役に<u>準ずる者</u>」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に<u>準ずる者</u>」に括弧書きで併せて記載することができる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>11. 資金移動業の内容及び方法</p> <p>(1) 資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>全て</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(3) 業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務委託状況は、<u>資金移動業の一部</u>を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p>	<p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>11. 資金移動業の内容及び方法</p> <p>(1) 資金移動業の内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「為替取引の種類」は、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するか否か、為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物(為替証書等)を発行するか否かにつき記載すること。資金移動業の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. 「営業日及び営業時間」は、資金移動の形態が複数存在する場合には、<u>すべて</u>について記載すること。</p> <p>8. ～9. (略)</p> <p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>(3) 業務委託状況</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務委託状況は、<u>資金移動業</u>を第三者に委託している場合に、資金移動の形態ごとに記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>2. (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第8面)</p> <p>(4) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の<u>全て</u>について貼付すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>2. (略)</p> <p>(略)</p> <p>(第8面)</p> <p>(4) 為替証書等の見本又はその券面及び裏面の写し</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>為替証書等を発行する場合には、発行する為替証書等の<u>すべて</u>について貼付すること。</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第 19 号（第 34 条第 1 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） （第 1 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 3 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>別紙様式第 19 号（第 34 条第 1 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） （第 1 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第 3 面）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div data-bbox="241 678 1393 797" style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>（記載上の注意） <u>指定資金移動業務紛争解決機関</u>が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している<u>指定資金移動業務紛争解決機関</u>の商号又は名称、<u>指定資金移動業務紛争解決機関</u>が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div data-bbox="1443 678 2595 797" style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>（記載上の注意） <u>指定紛争解決機関</u>が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している<u>指定紛争解決機関</u>の商号又は名称、<u>指定紛争解決機関</u>が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第 20 号 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第 20 号 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第 3 面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div data-bbox="244 678 1396 794" style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>(記載上の注意) <u>指定資金移動業務紛争解決機関</u>が存在する場合にあっては<u>手続実施基本契約</u>を締結している<u>指定資金移動業務紛争解決機関</u>の商号又は名称、<u>指定資金移動業務紛争解決機関</u>が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>5. 苦情処理及び紛争解決の状況</p> <div data-bbox="1446 678 2598 794" style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>(記載上の注意) <u>指定紛争解決機関</u>が存在する場合にあっては<u>手続実施基本契約</u>を締結している<u>指定紛争解決機関</u>の商号又は名称、<u>指定紛争解決機関</u>が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正案	現 行																		
<p>別紙様式第 21 号（第 35 条第 1 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） （第 1 面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">登録番号 財務（支）局長 第 号 （郵便番号 - ）</p> <p style="text-align: right;">住 所 電話番号（ ） -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">未達債務の額等に関する報告書</p> <p>1. 未達債務の額等の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報 告 日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告対象期間</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準日における 未 達 債 務 の 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準日における未達債務の額に係る 履行保証金の額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 2. （略）</p> <p>3. 「基準日における未達債務の額に係る<u>履行保証金の額</u>」は、現に供託している履行保証金の額及び履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額又は履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	報 告 日	年 月 日	報告対象期間	年 月 日から	年 月 日まで	基準日における 未 達 債 務 の 額	円	基準日における未達債務の額に係る 履行保証金の額	円	<p>別紙様式第 21 号（第 35 条第 1 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） （第 1 面） 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">登録番号 財務（支）局長 第 号 （郵便番号 - ）</p> <p style="text-align: right;">住 所 電話番号（ ） -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">未達債務の額等に関する報告書</p> <p>1. 未達債務の額等の概要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報 告 日</td> <td style="width: 85%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報告対象期間</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準日における 未 達 債 務 の 額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準日における未達債務の額に係る 発行保証金の額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. ～ 2. （略）</p> <p>3. 「基準日における未達債務の額に係る<u>発行保証金の額</u>」は、現に供託している履行保証金の額及び履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額又は履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	報 告 日	年 月 日	報告対象期間	年 月 日から	年 月 日まで	基準日における 未 達 債 務 の 額	円	基準日における未達債務の額に係る 発行保証金の額	円
報 告 日	年 月 日																		
報告対象期間	年 月 日から																		
	年 月 日まで																		
基準日における 未 達 債 務 の 額	円																		
基準日における未達債務の額に係る 履行保証金の額	円																		
報 告 日	年 月 日																		
報告対象期間	年 月 日から																		
	年 月 日まで																		
基準日における 未 達 債 務 の 額	円																		
基準日における未達債務の額に係る 発行保証金の額	円																		

改正案	
別紙様式第 22 号 (第 38 条第 1 項関係)	
(日本工業規格 A 4)	
年 月 日	
財務 (支) 局長 殿	
(郵便番号 -)	
届出者 住 所	電話番号 () -
商 号	
代表者の	
氏 名	
印	
資金移動業の廃止等届出書	
資金決済に関する法律第 61 条第 1 項の規定により届け出ます。	
記	
1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号
4. 届出事由	
5. 廃止等年月日	
6. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、その理由	
□全部 □一部	
7. 資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、廃止する資金移動業の内容	
□全部 □一部	
8. 事業譲渡等の事由により資金移動業の全部又は一部を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先	
□全部 □一部	
9. 届出者と資金移動業者の関係	

現 行	
別紙様式第 22 号 (第 38 条第 1 項関係)	
(日本工業規格 A 4)	
年 月 日	
財務 (支) 局長 殿	
(郵便番号 -)	
届出者 住 所	電話番号 () -
商 号	
代表者の	
氏 名	
印	
資金移動業の廃止等届出書	
資金決済に関する法律第 61 条第 1 項の規定により届け出ます。	
記	
1. 商号	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	財務 (支) 局長 第 号
4. 届出事由	
5. 廃止等年月日	
6. 資金移動業を廃止したときは、その理由	
7. 事業譲渡等の事由により資金移動業を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先	
8. 届出者と資金移動業者の関係	
(記載上の注意)	
1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者	

改正案	現 行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. <u>法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p>2. <u>「届出事由」は、法第 61 条第 1 項の事由を記載すること。</u></p> <p>3. <u>「<input type="checkbox"/>全部 <input type="checkbox"/>一部」は、該当のものにレ点を付すこと。</u></p> <p>4. <u>不要な字句は消して使用すること。</u></p>	<p><u>の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p> <p>2. <u>不要な字句は消して使用すること。</u></p>

改正案	現 行
<p>別紙様式第 23 号 (第 38 条第 5 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">資金移動業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により資金移動業の (全部・一部) を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第 38 条第 5 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 2. 本文中の括弧内について、<u>資金移動業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みすること。</u> 3. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称又は会社法第 2 条第 34 号に規定する電子公告を行ったウェブサイトのほか、掲示方法 (掲示期間) について記載すること。 	<p>別紙様式第 23 号 (第 38 条第 5 項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務 (支) 局長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号</p> <p style="text-align: right;">住所 (郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">電話番号 () -</p> <p style="text-align: right;">商 号</p> <p style="text-align: right;">代表者の</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">資金移動業廃止公告届出書</p> <p>年 月 日付で下記の方法により資金移動業を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第 38 条第 5 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>公告の方法</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 1 項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 (新設) 2. 「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称のほか、掲示方法 (掲示期間) について記載すること。

十五 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業 「<u>仮想通貨交換業</u>」又は「認定資金決済事業者協会」とは、そ れぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定 する前払式支払手段発行者、資金移動業、<u>仮想通貨交換業</u>又は認定 資金決済事業者協会をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次 に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 法第六十三条の二の登録を受けずに仮想通貨交換業を行つて いる者を知ったときは、その者及び当該者が行う仮想通貨交換業 に関する情報</p> <p>七 (略)</p> <p>(認定資金決済事業者協会への情報提供)</p> <p>第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業 」又は「認定資金決済事業者協会」とは、それぞれ資金決済に関す る法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発 行者、資金移動業又は認定資金決済事業者協会をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次 に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p> <p>(認定資金決済事業者協会への情報提供)</p> <p>第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げ</p>

る情報とする。

一～三 (略)

四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業又は仮想通貨交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業及び仮想通貨交換業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 (略)

る情報とする。

一～三 (略)

四 前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項

五 前払式支払手段の発行の業務及び資金移動業に関する統計情報並びにその基礎となる情報

六 (略)

十六 資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号）

改正案	現行
<p>資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」又は「紛争解決等業務の種類」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する指定紛争解決機関、紛争解決等業務、苦情処理手続、紛争解決手続又は紛争解決等業務の種類をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>2 この府令において「手続実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する手続実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。</p> <p>3 この府令において「資金移動業等関連苦情」、「資金移動業等関連紛争」又は「加入資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第十九項若しくは</p>	<p>資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」又は「指定紛争解決機関」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者又は指定紛争解決機関をいう。</p> <p>2 この府令において「苦情処理措置」又は「紛争解決措置」とは、それぞれ法第五十一条の二第四項及び第五項に規定する苦情処理措置又は紛争解決措置をいう。</p> <p>3 この府令において「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。</p> <p>4 この府令において「資金移動業関連苦情」、「資金移動業関連紛争」又は「加入資金移動業者」とは、それぞれ法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「準用銀行法」という。）第二条第十九項若しくは第二十項又</p>

は第二十項又は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業等
関連苦情、資金移動業等関連紛争又は加入資金移動業等関係業者を
いう。

(割合の算定)

第二条 法第九十九条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をし
ようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程を
いう。以下この条、次条第一項及び第十四条第二項において同じ。
）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容
及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提
出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本
契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事
項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行法第五十二条の六
十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこ
ととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基
準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な
理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業等関係業者（当
該申請により法第九十九条第一項の規定による指定を受けようとし
る紛争解決等業務の種類に係るものに限る。以下この章において同
じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定
する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって
交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四条において同じ
。）に金融庁長官により公表されている資金移動業等関係業者（次

は第五十二条の六十五第二項に規定する資金移動業関連苦情、資金
移動業関連紛争又は加入資金移動業者をいう。

(割合の算定)

第二条 法第九十九条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をし
ようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程を
いう。以下この条、次条第一項及び第十四条第二項において同じ。
）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容
及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提
出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本
契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事
項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行法第五十二条の六
十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこ
ととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基
準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な
理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業者の数を当該申
請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交
付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付し
た場合には、最も遅い日。第四条において同じ。）に金融庁長官に
より公表されている資金移動業者（次条及び第五条第二項において
「すべての資金移動業者」という。）の数で除して行うものとする
。

条及び第五条第二項において「全ての資金移動業等関係業者」という。)の数で除して行うものとする。

(資金移動業等関係業者に対する意見聴取等)

第三条 法第九十九条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、資金移動業等関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての資金移動業等関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての資金移動業等関係業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第五条第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ・ロ (略)

ハ 資金移動業等関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 (略)

2 法第九十九条第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲

(資金移動業者に対する意見聴取等)

第三条 法第九十九条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、資金移動業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての資金移動業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての資金移動業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第五条第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ・ロ (略)

ハ 資金移動業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 (略)

2 法第九十九条第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲

げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所

二 全ての資金移動業等関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四・五 (略)

3 前項の書類には、資金移動業等関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 金融庁長官は、法第九十九条第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

(指定申請書の添付書類)

第五条 (略)

2 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三条第一項第二号の規定により全ての資金移動業等関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 全ての資金移動業等関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 資金移動業等関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該資金移動業等関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、

げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての資金移動業者の説明会への出席の有無

三 すべての資金移動業者の意見書の提出の有無

四・五 (略)

3 前項の書類には、資金移動業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第五条 (略)

2 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三条第一項第二号の規定によりすべての資金移動業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての資金移動業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 資金移動業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該資金移動業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロ

じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ・ロ (略)

3 (略)

(手続実施基本契約の内容)

第七条 準用銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入資金移動業等関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第十条 準用銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入資金移動業等関係業者の利用者が資金移動業等関連苦情の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入資金移動業等関係業者の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入資金移動業等関係業者の商号

三・四 (略)

2 (略)

に定める事項を証する書類

イ・ロ (略)

3 (略)

(手続実施基本契約の内容)

第七条 準用銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入資金移動業者の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入資金移動業者に對して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第十条 準用銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入資金移動業者の利用者が資金移動業関連苦情の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入資金移動業者の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入資金移動業者の商号

三・四 (略)

2 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第十一条 準用銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る準用銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一〜三 (略)

四 当該申立てに係る資金移動業等関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 (略)

2 (略)

3 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 資金移動業等関連苦情を処理する業務又は資金移動業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 (略)

(資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者に対する説明)

第十二条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十三第八

(紛争解決委員の利害関係等)

第十一条 準用銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る準用銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一〜三 (略)

四 当該申立てに係る資金移動業等関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 (略)

2 (略)

3 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 資金移動業等関連苦情を処理する業務又は資金移動業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 (略)

(資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業者の利用者に対する説明)

第十二条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十三第八

項に規定する説明をするに当たり資金移動業等関連紛争の当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 準用銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は準用銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている資金移動業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 資金移動業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該資金移動業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（届出事項）

第十四条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考と

項に規定する説明をするに当たり資金移動業関連紛争の当事者である加入資金移動業者の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 準用銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は準用銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている資金移動業関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 資金移動業関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては資金移動業関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該資金移動業関連紛争の当事者に通知すること。

四 資金移動業関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（届出事項）

第十四条 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考と

なるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 準用銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び資金移動業等関係業者の商号

二 (略)

三 次項第七号に掲げる場合 資金移動業等関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該資金移動業等関係業者の商号

四 (略)

2 準用銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 六 (略)

七 資金移動業等関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 (略)

九 加入資金移動業等関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 (略)

第十六条 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの

なるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 準用銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び資金移動業者の商号

二 (略)

三 次項第七号に掲げる場合 資金移動業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実にないと見込まれる理由及び当該資金移動業者の商号

四 (略)

2 準用銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 六 (略)

七 資金移動業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 (略)

九 加入資金移動業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 (略)

第十六条 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの

<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>2</p>	<p>2</p>
<p>府令の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二 月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。 金融庁長官は、前条第三項に規定する承認に関する申請がその事 務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう に努めるものとする。</p>	<p>府令の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二 月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。 第十五条第三項に規定する承認に関する申請に対する処分は、一 月以内にするよう努めるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>別紙様式（第 15 条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業務に関する報告書 年 月 日から 第 期 年 月 日まで</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ）－ 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～9 （略） 10 <u>加入資金移動業等関係業者等の状況</u> 11～13 （略） （記載上の注意） （略）</p> <p>1～9 （略）</p> <p>1 0 <u>加入資金移動業等関係業者等の状況</u> （1）<u>資金移動業等関係業者</u> （表略） （2）<u>資金移動業等関係業者以外の加入者</u> （表略） （記載上の注意） （略）</p> <p>1 1 紛争解決等業務の状況 （1）苦情処理手続の実施状況 ア （略）</p> <p>イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） （表略） （記載上の注意）</p> <p>1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>資金移動業等関連苦情の種類</u>をそれぞれ記載す</p>	<p>別紙様式（第 15 条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4） 年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">業務に関する報告書 年 月 日から 第 期 年 月 日まで</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>提出者（郵便番号 ） 所在地 電話番号（ ）－ 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1～9 （略） 10 <u>加入資金移動業者等の状況</u> 11～13 （略） （記載上の注意） （略）</p> <p>1～9 （略）</p> <p>1 0 <u>加入資金移動業者等の状況</u> （1）<u>資金移動業者</u> （表略） （2）<u>資金移動業者以外の加入者</u> （表略） （記載上の注意） （略）</p> <p>1 1 紛争解決等業務の状況 （1）苦情処理手続の実施状況 ア （略）</p> <p>イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） （表略） （記載上の注意）</p> <p>1 「類型」には、苦情処理手続を実施した<u>資金移動業関連苦情の種類</u>をそれぞれ記載する</p>

改 正 案	現 行
<p>ること。 2 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 紛争解決手続の実施状況 ア・イ (略) ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件) (表略)</p> <p>(記載上の注意) 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>資金移動業等関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>こと。 2 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 紛争解決手続の実施状況 ア・イ (略) ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数 (当期の既済事件) (表略)</p> <p>(記載上の注意) 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した<u>資金移動業関連紛争</u>の種類をそれぞれ記載すること。 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

十七 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

改正案	現行
<p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ～へ（略）</p> <p>ト 仮想通貨交換業を行う者</p> <p>チ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>11～16（略）</p>	<p>（監督調査室等及び監督企画官等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～9（略）</p> <p>10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関すること。</p> <p>イ～へ（略）</p> <p>ト（新設）</p> <p>（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>11～16（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、同年三月二十五日から施行する。

（改正法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第二条 改正法第十一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下

この条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二の登録を受けようとする者（新資金決済法第

二条第七項に規定する仮想通貨交換業を行う者が設立した一般社団法人に限る。）は、この府令の施行前

においても、銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第四十七号）第十条の規定による

改正後の資金決済に関する法律施行令第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金

融庁長官に提出して、新資金決済法第八十七条の認定を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

（改正法附則第三条の規定による届出）

第三条 改正法附則第三条の規定による届出をしようとする銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行と所属外国銀行（改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下この条において同じ。）及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループ（同法第五十二条の二第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。）との間の資本関係を記載した書面

三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面

（改正法附則第五条の規定による届出）

第四条 改正法附則第五条の規定による届出をしようとする長期信用銀行は、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該長期信用銀行と所属外国銀行（改正法第六条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下この条において同じ。）及び当該所属外国銀行の属する外国銀行グループ（同法第六条の三第二項に規定する外国銀行グループをいう。以下この条において同じ。）との間の資本関係を記載した書面

三 所属外国銀行の属する外国銀行グループの連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他の最近における外国銀行グループの業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

四 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係る経営の基本方針を示す書面

五 所属外国銀行の属する外国銀行グループに係るリスク管理及び法令遵守に関する方針を示す書面